

認定健康食品

JHFA マークの手引き

(公財)日健栄協認定



2022年6月

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

Japan Health and Nutrition Food Association

「認定健康食品(JHFA)マークの手引き」の 改訂にあたって

当協会は1986年から認定健康食品(JHFA)マーク(以下「JHFAマーク」)の表示許可制度の運用を開始し、36年が経過しました。

その間、当該制度の運用を見直してまいりましたが、2019年には協会マークの新設に合わせてJHFAマークをリニューアルし、2020年には健康や機能性を意図して販売する食品について、品質規格、製造・加工、表示等をはじめ、健康の維持・増進に役立つ情報を消費者に提供し、適切な商品選択に資することを目的に個別審査型JHFA制度を導入いたしました。

この度の手引き改訂は、申請の手続きと申請書類を作成する際の留意点について運用に合わせた詳細説明を盛り込むなど、申請者がより取り組みやすい内容といたしました。

当協会は消費者が安心して利用できる信頼される健康食品の証として、各事業者の製品品質の確保とステップアップを目標に、新しいJHFAマークの普及に力を入れてまいりますので、積極的な活用をお願いいたします。

2022年6月

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長 矢島 鉄也

目次

I	認定健康食品（JHFA）マーク認定制度	2
1.	JHFAマークとは	2
2.	JHFAマーク認定の概要	3
3.	規格基準型JHFA認定と認定手順の概要	4
4.	個別審査型JHFA認定と認定手順の概要	5
5.	JHFAマークの使用方法	5
II	申請（新規・更新）	8
1.	申請手続きの概要	8
2.	申請から許可までの流れ	8
3.	申請書の作成	10
4.	添付資料（規格基準型、個別審査型共通）	16
5.	添付資料（個別審査型のみ）	33
6.	申請料	41
III	許可後の管理	43
1.	表示許可後について	43
2.	変更事項等の届出	44
3.	定期検査報告書の提出	46
4.	出荷報告書の提出	48
5.	辞退の届出	50
IV	Q&A	54
V	その他	57
1.	規格基準のある食品群（69種類）	57
2.	指定検査機関一覧	58
3.	指定検査機関別 JHFA規格基準の試験検査可能な食品	59
4.	日健栄協の沿革と健康食品制度の概要	60
5.	最近の主な改訂点	60

認定健康食品(JHFA)マークの手引き

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
認定健康食品 (JHFA) マーク認定事業 実施要綱

様式・書式等一覧

様式・書式名		備 考
様式 1 号	認定健康食品 JHFA マーク許可証	
様式 2 号	認定健康食品 (JHFA) マーク表示許可申請書	
(書式)	会社情報書	
様式 3 号	安全性を説明する資料	個別審査型のみ
様式 4 号	有効性を説明する資料	個別審査型のみ
様式 5 号	分析に関する説明資料	個別審査型のみ
様式 6 号	認定健康食品 (JHFA) マーク表示許可更新申請書	
様式 7 号	認定健康食品 (JHFA) マーク変更等届出書	
様式 8 号	認定健康食品 (JHFA) マーク認定取得者移行申請書	
様式 9 号	認定健康食品 (JHFA) マーク英文証明書 発行依頼書	
様式 10 号	認定健康食品 (JHFA) マーク定期検査報告書	
様式 11 号	認定健康食品 (JHFA) マーク出荷報告書 (年報)	
様式 12 号	認定健康食品 (JHFA) マーク辞退届出書	
様式 13 号	認定健康食品 (JHFA) マーク試験検査成績書 共用依頼書	
様式 14 号	認定健康食品 (JHFA) マーク輸出届出書	

※ 上記の JHFA マークの申請等に用いる各種様式・書式等は、当協会ウェブサイト <https://www.jhnfa.org/youshiki-0.html> からワード形式でダウンロードできますのでご活用ください。

I 認定健康食品(JHFA)マーク認定制度

1. JHFA マークとは
2. JHFA マーク認定の概要
3. 規格基準型 JHFA 認定と認定手順の概要
4. 個別審査型 JHFA 認定と認定手順の概要
5. JHFA マークの使用方法

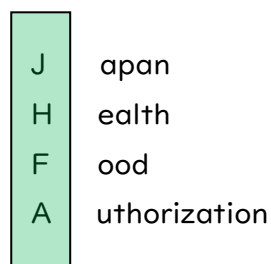
I 認定健康食品(JHFA)マーク認定制度

1. JHFAマークとは

認定健康食品（JHFA）マーク（以下「JHFA マーク」という。）認定制度は、1986年に公益財団法人 日本健康・栄養食品協会（以下「協会」という。）が高品質の健康食品の証として開始した品質規格認定制度です。

JHFA マークは、健康や機能性を意図して販売する食品について、適切な製品設計の観点で製品品質及び安全性を確保することを目的に、品質、製品の安全性・有効性について、厳正な審査を行い、合格した製品に付けられる安心・安全のマークです。

協会では、より多くの健康食品に JHFA マークを表示することにより、消費者が適切に商品を選択するための指標となるよう努めています。

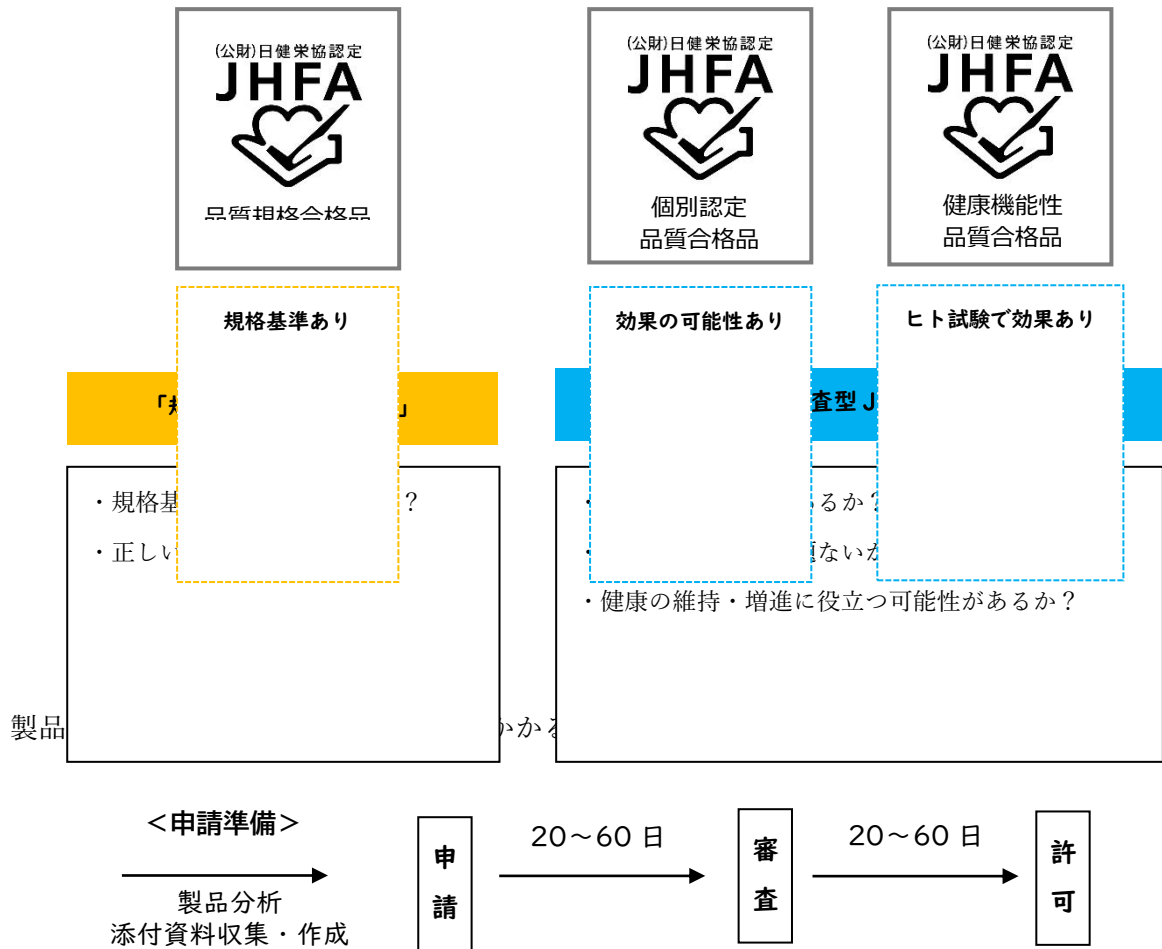


1986年に生まれた JHFA マークは、Japan Health Food Authorization の略称です。「じゃふあマーク」と呼称しています。2019年にはこれまで親しまれてきた健康を表すハートとそのハートを支える手に、厳正に審査する姿勢を視覚化したチェックマーク（✓）をプラスした新マークに生まれ変わりました。

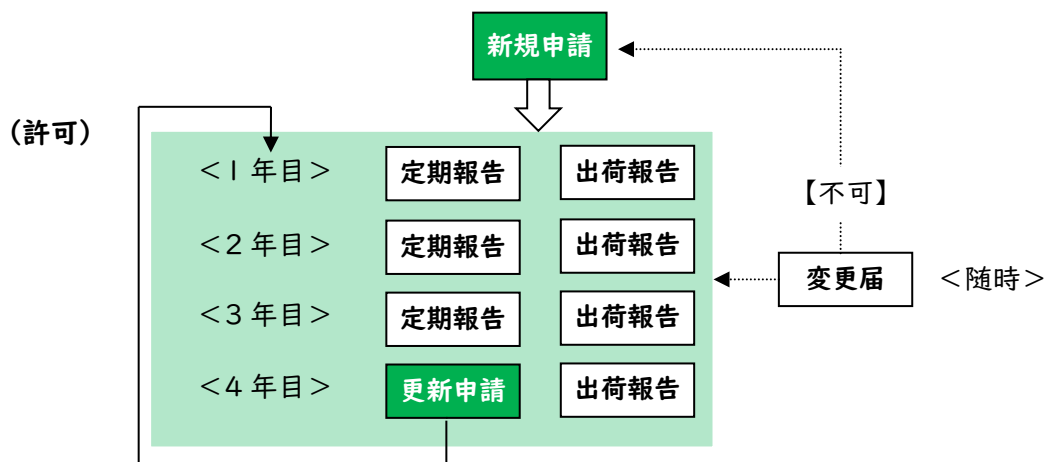
2. JHFAマーク認定の概要

JHFA マークの取得には、有識者からなる認定審査会の製品審査が必要です。

JHFA マークには、規格基準に従って認定を行う「規格基準型 JHFA 認定」と、製品毎に個別に製品品質について審査を行う「個別審査型 JHFA 認定」があります。



JHFA マーク認定のための申請者の手続き（申請～許可～許可後）は、以下のとおりです。

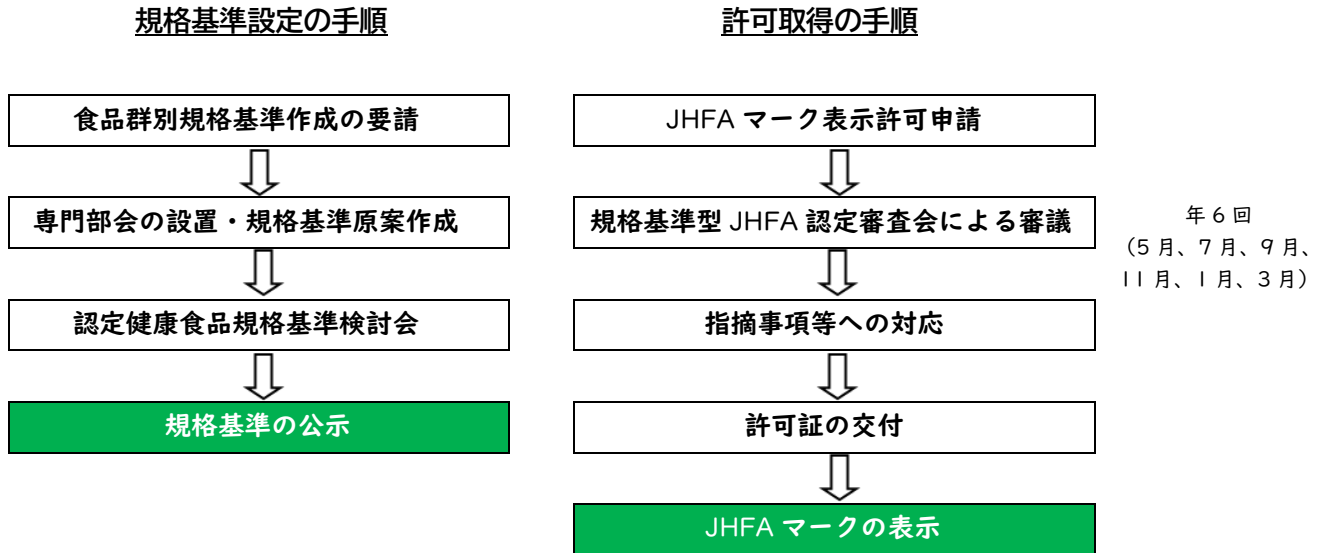


認定期間は、許可取得から4年間です。認定取得から4年毎に更新を行います。また、1年毎に定期検査報告、出荷報告が必要となります。

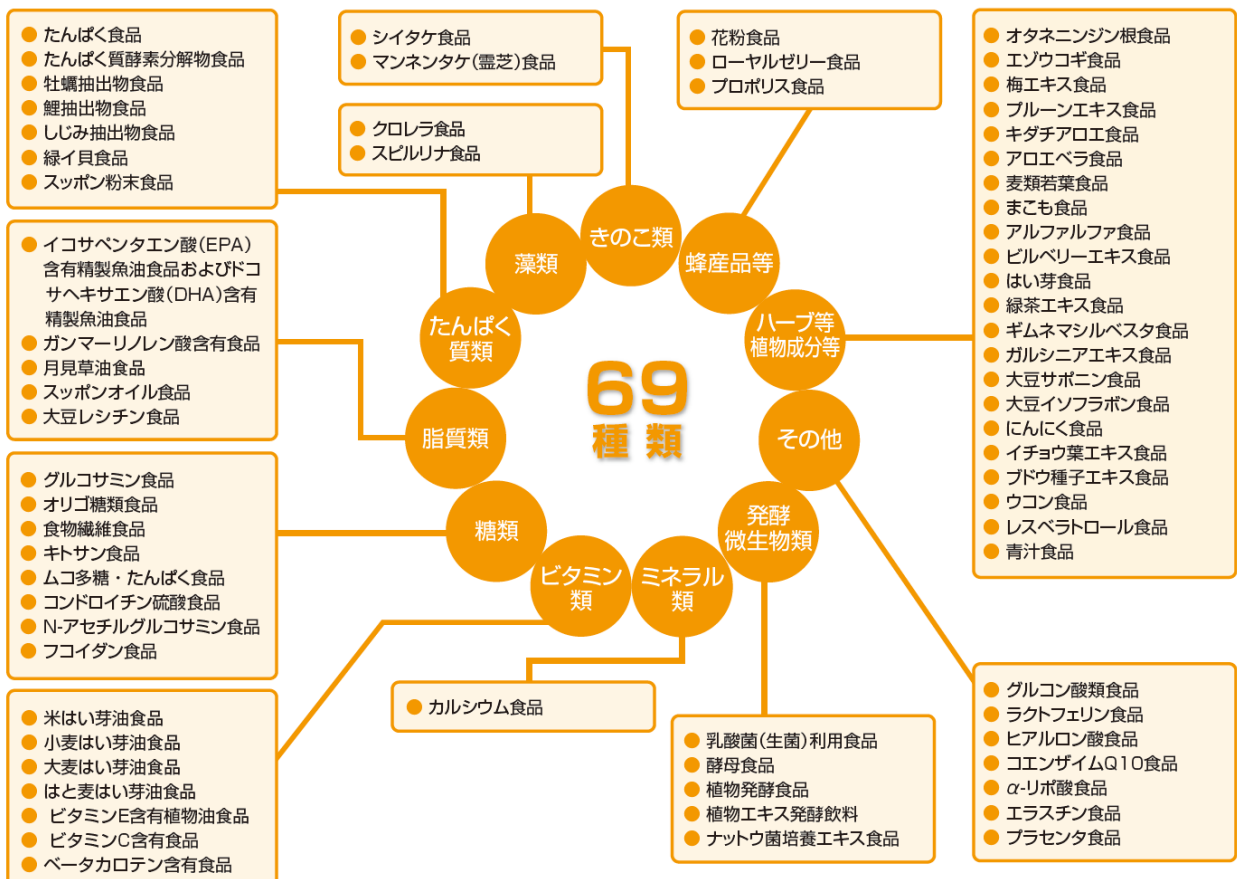
3. 規格基準型JHFA認定と認定手順の概要

現在、69 の食品群について規格基準を設定しています。規格基準が設定されている「規格基準型 JHFA 認定」は以下の許可取得の手順で規格基準に則り厳正な審査を行います。

規格基準が設定されていない食品群について、新しい規格基準の作成要請があった場合は、有識者からなる規格基準検討会で様々な科学的情報をもとに規格基準を策定します。



<規格基準のある食品群>

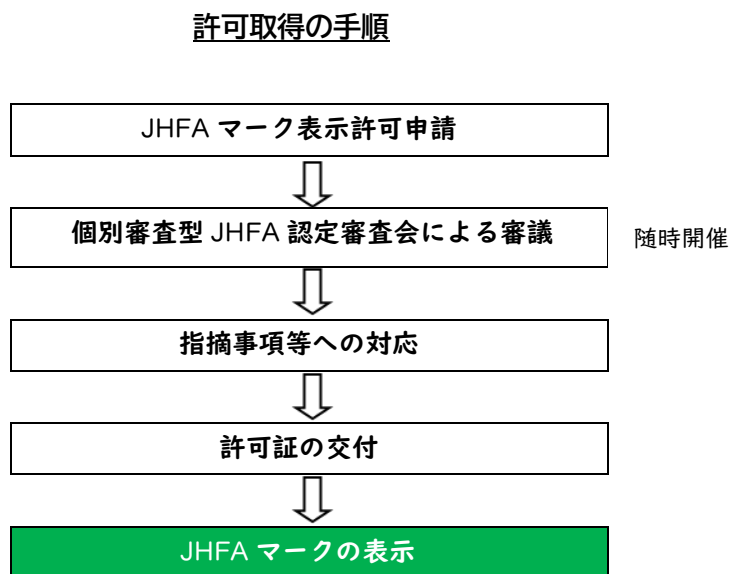


4. 個別審査型JHFA認定と認定手順の概要

協会では2020年に、健康食品の更なる品質確保を目的に、規格基準の設定されている食品群に該当しない製品についても個別に審査して認定する「個別審査型JHFA認定」をスタートしました。

「個別審査型JHFA認定」は、健康や機能性を意図して販売する食品について、品質、製品の安全性・有効性の観点から厳正な審査を行います。

許可取得の手順は、規格基準型と同様です。



5. JHFAマークの使用方法

(1) マークの使用方法

マークは製品のほか、媒体での表示・広告で一定の基準により使用することができます。

「JHFA マーク」に付随して、認定内容によって、「品質規格合格品」、「個別認定品質合格品」または「健康機能性品質合格品」の〈認定文言〉を表示する必要があります。

表示方法、文字の大きさ・色などの基準がありますが、使用する文字について、フォント、ポイント、色などの規制はありません。



品質規格合格品



個別認定
品質合格品



健康機能性
品質合格品

パッケージ等では、タテ型・ヨコ型から選択して表示できます。



使用方法の詳細は、「JHFA マーク使用マニュアル」を参照してください。

(2) 認定説明文

「JHFA マーク」に付随して、認定内容によって、以下の〈認定説明文〉を表示することができます。

〈認定説明文〉

1. 品質規格合格品の場合

「この製品は、製品の品質について、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」

「この製品は、製品の品質について、品質規格、製造、加工、表示等を、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」

2. 個別認定品質合格品の場合

「この製品は、製品の品質について、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」

「この製品は、製品の品質について、品質規格、製造、加工、表示等を、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」

3. 健康機能性品質合格品の場合

「この製品は、健康に関する科学的情報と製品品質について、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」

「この製品は健康の維持・増進に役立つ科学的情報と製品品質について、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」

「この製品は、健康の維持・増進に関する有効性及び安全性と製品品質について、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」

Ⅱ 申請（新規・更新）

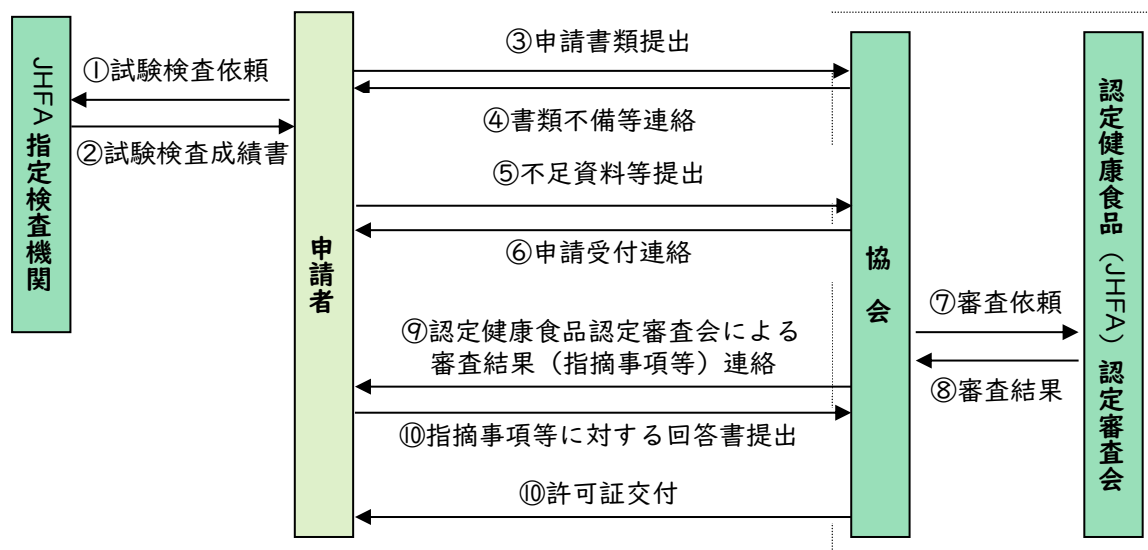
1. 申請手続きの概要
2. 申請から許可までの流れ
3. 申請書の作成
4. 添付資料（規格基準型、個別審査型共通）
5. 添付資料（個別審査型のみ）
6. 申請料

II 申請（新規・更新）

1. 申請手続きの概要

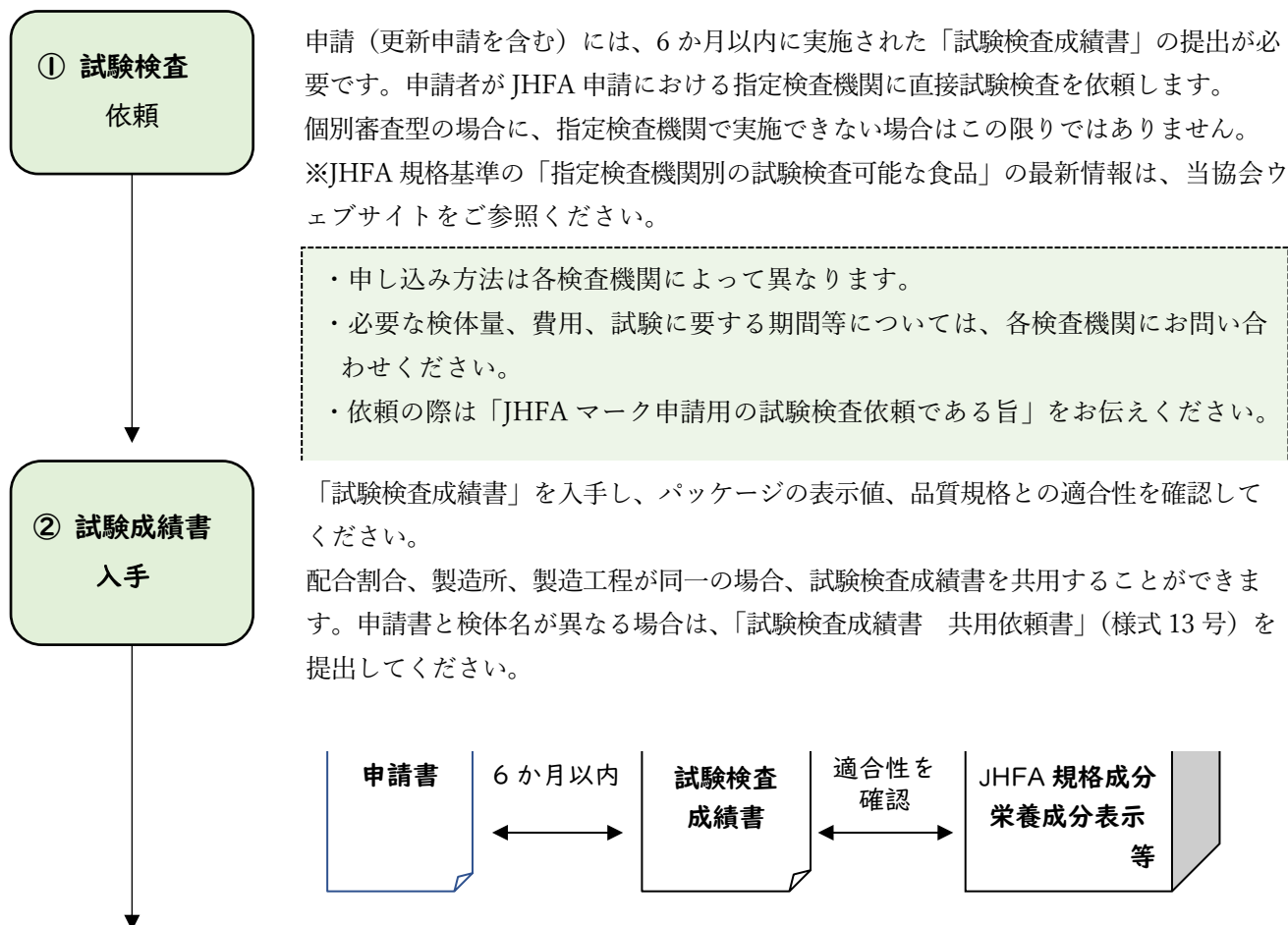
JHFA マークの申請手続きの概要は以下のとおりです。

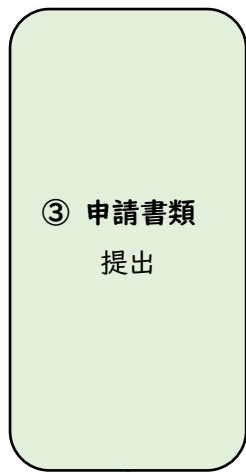
規格基準型 JHFA 認定については会員以外（健康食品部以外の会員を含む。）の申請も受け付けています。個別審査型 JHFA 認定については会員限定となっています。



2. 申請から許可までの流れ

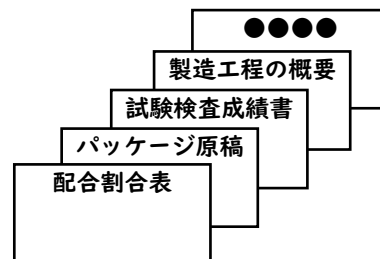
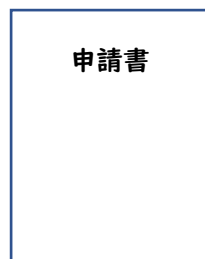
上記に沿って、申請に必要な資料等を収集するなど提出資料を準備します。



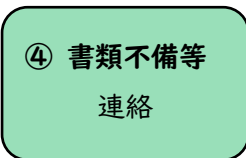


様式 2 号（更新の場合は様式 6 号）の申請書と添付資料等を提出してください。
 （申請書の作成例は P.11～14、添付資料については P.16～32 参照）

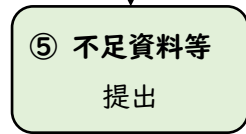
（様式 2 号）
 または
 （様式 6 号）



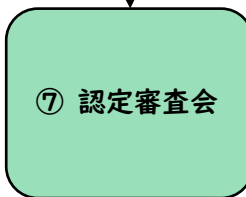
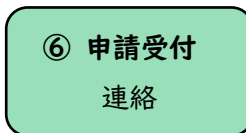
提出先：〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27 5F
 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 健康食品部 JHFA 担当
 TEL 03-3268-3131 E-mail kenshoku@jhnfa.org



申請書類を確認し、メールまたは電話にて連絡します。
 不明点の確認、資料の差替、不足資料の提出をお願いすることがあります。

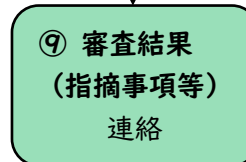


不明点の確認への回答、資料の差替、不足資料の提出についてメールまたは郵送にて対応してください。

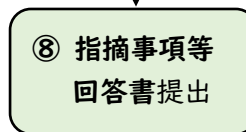


申請者から提出された申請書類に基づき、学識経験者等から構成される規格基準型 JHFA 認定審査会または個別審査型 JHFA 認定審査会で審査を行います。（更新申請の場合は、更新審査会を行います。）

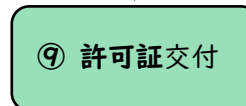
認定審査会の審査結果（指摘事項等）について協会で行きとめます。



認定審査会（更新審査会）の審査結果（指摘事項等）は、審査終了 10 日以内を目途に文書により申請者に連絡します。



審査結果（指摘事項等）に対する回答書を文書にて提出してください。
 指摘事項の内容によっては追加資料の提出、資料の差替をお願いすることがあります。



指摘事項等への対応（回答）、追加資料、差替資料等を確認し、「認定健康食品 JHFA マーク許可証」を交付します。

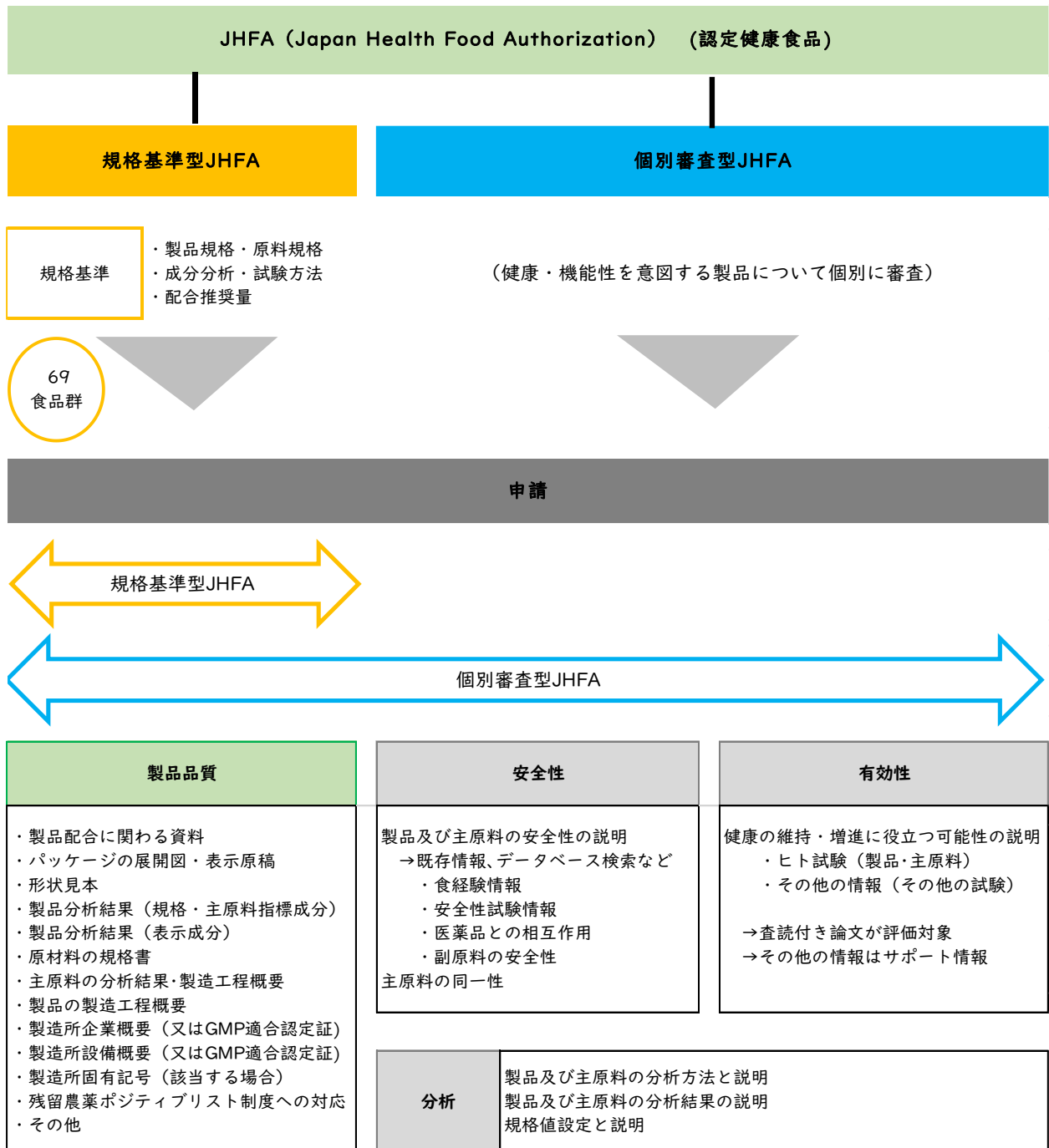
3. 申請書の作成

新規申請は「認定健康食品（JHFA）マーク表示許可申請書」（様式2号）、更新申請は「認定健康食品（JHFA）マーク表示許可更新申請書」（様式6号）を使用します。

<p>様式6号</p> <p>許可番号 区分：会員・その他</p> <p>認定健康食品（JHFA）マーク 表示許可更新申請書</p> <p>公益財団法人 日本健康・栄養 理事長殿</p> <p>下記製品について、「認定健康食品 表示許可の継続を申請します。</p> <p>1.申請区分 <input type="checkbox"/>規格基準型</p> <p>2.申請製品 商品名： 名称： 形状： 内容量（容器包装の種類）： 認定期間：</p> <p>3.製造所の名称・所在地 (名称)</p> <p>4.管理責任者 (氏名) (住所) 〒</p> <p>5.添付資料（添付している場合は） 【規格基準型・個別審査型共通】 <input type="checkbox"/>①製品配合表（原材料の配合） <input type="checkbox"/>②パッケージの展開図、表示 <input type="checkbox"/>③審査用形状見本 <input type="checkbox"/>④試験検査成績書（規格成分） <input type="checkbox"/>⑤表示成分の試験検査成績書 <input type="checkbox"/>⑥全ての原材料の規格書 <input type="checkbox"/>⑦主原料の試験検査成績書・ <input type="checkbox"/>⑧製造工程の概要 <input type="checkbox"/>⑨製造所の企業概要（又はGMP適合認定証） <input type="checkbox"/>⑩製造所の構造設備概要（又はGMP適合認定証） <input type="checkbox"/>⑪製造所固有記号届出書（該当する場合） <input type="checkbox"/>⑫残留農薬ポジティブリスト 6.使用原材料の確認（確認している場合は） <input type="checkbox"/>使用原材料は「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）」のないことを確認している</p> <p>7.担当者氏名 (氏名) (住所) 〒</p>	<p>様式2号</p> <p>※受付番号 区分：会員・その他</p> <p>認定健康食品（JHFA）マーク 表示許可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長殿</p> <p>申請者 所在地 会社名 代表者役職・氏名</p> <p>下記製品について、「認定健康食品（JHFA）マーク認定事業 実施要綱」第3条第2項の規程により、 申請します。</p> <p>記</p> <p>1.申請区分 <input type="checkbox"/>規格基準型 <input type="checkbox"/>個別審査型</p> <p>2.申請製品 商品名： 名称： 形状： 内容量（容器包装の種類）：</p> <p>3.製造所の名称・所在地 (名称) (所在地)</p> <p>4.管理責任者 (氏名) (部署・役職) (住所) (電話・FAX・メールアドレス)</p> <p>5.会社情報（会員は不要） <input type="checkbox"/>会社情報書 <input type="checkbox"/>履歴事項全部証明書（3ヶ月以内のもの） <input type="checkbox"/>会社案内</p> <p>6.添付資料（添付している場合は√） 【規格基準型・個別審査型共通】 <input type="checkbox"/>①製品配合表（原材料の配合割合を示す資料） <input type="checkbox"/>②パッケージの展開図、表示原稿 <input type="checkbox"/>③審査用形状見本 <input type="checkbox"/>④試験検査成績書（規格成分又は主原料指標成分） <input type="checkbox"/>⑤表示成分の試験検査成績書 <input type="checkbox"/>⑥全ての原材料の規格書 <input type="checkbox"/>⑦主原料の試験検査成績書・製造工程の概要 <input type="checkbox"/>⑧製造工程の概要 <input type="checkbox"/>⑨製造所の企業概要（又はGMP適合認定証） <input type="checkbox"/>⑩製造所の構造設備概要（又はGMP適合認定証） <input type="checkbox"/>⑪製造所固有記号届出書（該当する場合） <input type="checkbox"/>⑫残留農薬ポジティブリスト制度への対応資料 【個別審査型のみ】 <input type="checkbox"/>⑬安全性を説明する資料（様式3号） <input type="checkbox"/>⑭有効性を説明する資料（様式4号） <input type="checkbox"/>⑮分析に関する説明資料（様式5号） 【規格基準型・個別審査型共通】 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>7.使用原材料の確認（確認している場合は√） <input type="checkbox"/>使用原材料は「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）」のないことを確認している</p> <p>8.担当者氏名 (氏名) (会社名・部署・役職) (住所) (電話・FAX・メールアドレス)</p>
--	--

※ 上記の JHFA マークの申請に用いる各種様式・書式等は、当協会ウェブサイト
<https://www.jhnfa.org/youshiki-0.html> からワード形式でダウンロードでき
 ます。

規格基準型 JHFA 認定と個別審査型 JHFA 認定に使用する申請書の様式は同じですが、添付資料が一部異なります。



次ページから申請書と添付資料の具体的な作成方法と留意事項を説明します。

様式 2 号

*1

※受付番号

区分：会員・その他

*2

認定健康食品 (JHFA) マーク
表示許可申請書

年 月 日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長殿

申請者 所在地 〒
会社名
代表者役職・氏名

*3

㊤

下記製品について、「認定健康食品 (JHFA) マーク認定事業 実施要綱」第 3 条第 2 項の規程により、申請します。

記

1.申請区分

*4

規格基準型

個別審査型

2.申請製品

*5

商品名：

名 称：

形 状：

内容量〈容器包装の種類〉：

*6

3.製造所の名称・所在地

(名称)

(所在地)

4.管理責任者

*7

(氏名)

(部署・役職)

(住所) 〒

(電話・FAX・メールアドレス)

5.会社情報 (会員は不要)

*8

会社情報書

履歴事項全部証明書 (3ヶ月以内のもの)

会社案内

6.添付資料 (添付している場合は✓)

*9

【規格基準型・個別審査型共通】

【個別審査型のみ】

①製品配合表 (原材料の配合割合を示す資料)

⑬安全性を説明する資料 (様式 3 号)

②パッケージの展開図、表示原稿

⑭有効性を説明する資料 (様式 4 号)

③審査用形状見本

⑮分析に関する説明資料 (様式 5 号)

④試験検査成績書 (規格成分又は主原料指標成分)

⑤表示成分の試験検査成績書

【規格基準型・個別審査型共通】

⑥全ての原材料の規格書

その他 ()

⑦主原料の試験検査成績書・製造工程の概要

⑧製造工程の概要

⑨製造所の企業概要 (又は GMP 適合認定証)

⑩製造所の構造設備概要 (又は GMP 適合認定証)

⑪製造所固有記号届出書 (該当する場合)

⑫残留農薬ポジティブリスト制度への対応資料

*10

7.使用原材料の確認 (確認している場合は✓)

使用原材料は「専ら医薬品として使用される成分本質 (原材料)」のないことを確認している

8.担当者氏名

(氏名)

*11

(会社名・部署・役職)

(住所) 〒

(電話・FAX・メールアドレス)

- *1 新規申請は「様式 2 号」を使用

- *2 「受付番号」は空欄
 会員・その他 は該当するものを○で囲む

- *3 申請者の所在地は「本社住所」を記入
 (パッケージ原稿と一致していることを確認)

- *4 「規格基準型」または「個別審査型」の申請区分の口に✓

- *5 名称：規格基準型の場合は原則として品質規格基準の名称を記入（「○○含有食品」、「○○加工食品」等）（パッケージ原稿と一致していることを確認）
 形状：粒状、粉末状、ハードカプセル、ソフトカプセル、液状、ティーパック、お茶葉、ペースト、ゼリー状等
 内容量〈容器包装の種類〉：許可を受けようとするすべての内容量とその容器包装を記入
 内容量： 総重量表示が必要。個包装と外装がある場合は併記。カプセルの場合は被包材を含めた重量と被包材を除いた 1 粒の内容物を併記（パッケージ原稿と一致していることを確認）
 〈容器包装の種類〉： プラスチック袋、アルミ袋、プラスチックボトル、紙箱、ビン、缶、木箱 等（容器包装の材質やリサイクルマーク等と合致していることを確認）

- *6 製造順にすべての製造所の名称（○○工場）と住所を記入
 （製造所が複数ある場合は工程が分かるように記入。）
 例）「カプセル・内容物」、「バルク→打錠」、「製剤工程」、「最終製品」、「包装工程」 等

- *7 許可後の各種連絡書類の送付先となります。複数の JHFA マーク品があっても、管理責任者の登録は、1 社 1 名としてください。

- *8 協会会員以外は会社情報書、履歴事項全部証明書（写）、会社案内が必要

- *9 添付書類等については P.16～を参照
 ①～⑮、その他の該当する添付資料の口に✓

- *10 使用原材料が「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）」に該当しないかを確認して口に✓

- *11 申請中の各種連絡書類の送付先となります。管理責任者と実務担当者が異なる場合に記入

認定健康食品（JHFA）マーク
表示許可更新申請書

年 月 日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長殿

申請者 所在地 〒
会社名
代表者役職・氏名

印

下記製品について、「認定健康食品（JHFA）マーク認定事業 実施要綱」第 8 条第 2 項の規程により、表示許可の継続を申請します。

1. 許可区分 規格基準型 個別審査型

2. 申請製品
商品名：
名 称：
形 状：
内容量〈容器包装の種類〉：
許可期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 製造所の名称・所在地
(名称) (所在地)

4. 管理責任者
(氏名) (部署・役職)
(住所) 〒 (電話・FAX・メールアドレス)

5. 添付資料（添付している場合は✓）

【規格基準型・個別審査型共通】

- ①製品配合表（原材料の配合割合を示す資料）
- ②パッケージの展開図、表示原稿
- ③審査用形状見本
- ④試験検査成績書（規格成分又は主原料指標成分）
- ⑤表示成分の試験検査成績書
- ⑥全ての原材料の規格書
- ⑦主原料の試験検査成績書・製造工程の概要
- ⑧製造工程の概要
- ⑨製造所の企業概要（又は GMP 適合認定証）
- ⑩製造所の構造設備概要（又は GMP 適合認定証）
- ⑪製造所固有記号届出書（該当する場合）
- ⑫残留農薬ポジティブリスト制度への対応資料

【個別審査型のみ】

- ⑬安全性を説明する資料（様式 3 号）
- ⑭有効性を説明する資料（様式 4 号）
- ⑮分析に関する説明資料（様式 5 号）

【規格基準型・個別審査型共通】

- その他（ ）

6. 使用原材料の確認（確認している場合は✓）

使用原材料は「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）」のないことを確認している

7. 担当者氏名
(氏名) (会社名・部署・役職)
(住所) 〒 (電話・FAX・メールアドレス)

- *1 更新申請は「様式6号」を使用
- *2 許可証等に記載されている「許可番号」を記入
 会員・その他は該当するものを○で囲む
- *3 申請者の所在地は「本社住所」を記入
 (パッケージ原稿と一致していることを確認)
- *4 「規格基準型」または「個別審査型」の申請区分の□に✓
- *5 **名称**：規格基準型の場合は原則として品質規格基準の名称を記入(「○○含有食品」、「○○加工食品」等)(パッケージ原稿と一致していることを確認)
形状：粒状、粉末状、ハードカプセル、ソフトカプセル、液状、ティーパック、お茶葉、ペースト、ゼリー状等
内容量〈容器包装の種類〉：許可を受けようとするすべての内容量とその容器包装を記入
内容量：総重量表示が必要。個包装と外装がある場合は併記。カプセルの場合は被包材を含めた重量と被包材を除いた1粒の内容物を併記(パッケージ原稿と一致していることを確認)
〈容器包装の種類〉：プラスチック袋、アルミ袋、プラスチックボトル、紙箱、ビン、缶、木箱等(容器包装の材質やリサイクルマーク等と合致していることを確認)
- *6 製造順にすべての製造所の名称(○○工場)と住所を記入
 (製造所が複数ある場合は工程が分かるように記入。)
 例)「カプセル・内容物」、「バルク→打錠」、「製剤工程」、「最終製品」、「包装工程」等
- *7 許可後の各種連絡書類の送付先となります。複数のJHFAマーク品があっても、管理責任者の登録は、1社1名としてください。
- *8 添付書類等については P.16~を参照
 ①~⑮、その他の該当する添付資料の□に✓
- *9 使用原材料が「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)」に該当しないかを確認して□に✓
- *10 申請中の各種連絡書類の送付先となります。管理責任者と実務担当者が異なる場合に記入

4. 添付資料（規格基準型、個別審査型共通）

申請書に添付する資料等は以下のとおりです。

①～⑫、その他は、規格基準型・個別審査型共通して添付が必須です。

（GMP 適合認定証、製造所固有記号届出書は、該当する場合のみ）

⑬～⑮は、個別審査型のみ添付してください。

その他は、該当する場合のみ規格基準型・個別審査型共通で申請書に記載し添付します。

資料は A4 または A3 サイズの用紙で作成してください。

5. 添付資料（添付している場合は✓）

【規格基準型・個別審査型共通】

① 製品配合表（原材料の配合割合を示す資料）	……	P.17
② パッケージの展開図、表示原稿	……	P.19
③ 審査用形状見本	……	P.28
④ 試験検査成績書（規格成分又は主原料指標成分）	……	P.28
⑤ 表示成分の試験検査成績書	……	P.28
⑥ 全ての原材料の規格書	……	P.29
⑦ 主原料の試験成績書・製造工程の概要	……	P.29
⑧ 製造工程の概要	……	P.30
⑨ 製造所の企業概要（又は GMP 適合認定証）	……	P.31
⑩ 製造所の構造設備概要（又は GMP 適合認定証）	……	P.31
⑪ 製造所固有記号届出書（該当する場合）	……	P.31
⑫ 残留農薬ポジティブリスト制度への対応資料	……	P.32

【個別審査型のみ】

⑬ 安全性を説明する資料（様式 3 号）（個別審査型のみ）	……	P.33
⑭ 有効性を説明する資料（様式 4 号）（個別審査型のみ）	……	P.33
⑮ 分析に関する説明資料（様式 5 号）（個別審査型のみ）	……	P.33

【規格基準型・個別審査型共通】

その他	……	P.32
-----	----	------

(1) 添付資料に関する留意事項

①～⑫ 【規格基準型・個別審査型共通】

① 製品配合表（原材料配合割合を示す資料）

製品の本質を明確にするために重要な資料であり、表示内容を検討するためにも必要です。製品設計上の配合割合表について、以下を参考に作成します。

【記載項目と記載内容】

商品名、名称、形状、1日摂取目安量、作成日を記載

項目	内容
No.	原材料製品名に連番を付す
原材料製品名	製品設計上の原料単位で列挙 ①原材料を「食品」と「食品添加物」に区別し、それぞれ重量割合の高い順に記載 ②添付資料⑥全ての原材料の規格書の商品名・製品名等に対応 ※パッケージに表示しようとする原材料名ではありません ③カプセルの場合は、内容物と被包材が明確に分かるように作成
	複合原料の配合割合
区分	① 製品設計上の配合目的を記載：「主原料」「副原料」を記載 ② 食品添加物は用途を記載：「栄養強化」「乳化剤」「安定剤」「被包材」「光沢剤」「着色料」等
原材料名	パッケージ原稿に表示しようとする原材料名を記載 食品は一般的名称、食品添加物は物質名を記載
規格	「食品」または「食品添加物」を記載
配合割合（%）	合計が100%になるように製品設計上の配合割合とその合計を記載
1日摂取目安量当たり (g) (mg) (ml)	① 1日摂取目安量当たりの配合割合とその合計を記載 ② 1日摂取目安量に幅「○～△g」がある場合は、同様に幅「○～△g」で記載
配合目的または食品添加物の用途	① 製品設計上の配合目的を記載：「主原料」「副原料」を記載 ② 食品添加物は用途を記載：「栄養強化」「乳化剤」「安定剤」「被包材」「光沢剤」「着色料等」 ➡被包材に用いる場合は、備考欄に記載 ③ 個々の原料で使用する添加物の場合は、その原料での用途を記載
備考	定義・規格等の確認に必要な事項を記載 枠内に記載できない場合は欄外または別紙に記載 表示上の特記事項を記載 記載例) キャリーオーバー（表示免除）
(参考) 複合原料の配合割合（%）	原料規格書の情報（原料中の構成）を配合割合中の構成に換算するため参考欄に記載（該当する場合）

配合割合表

商品名	△△△△△
名称	□□□加工食品
形状	△△△△△
1日摂取目安量	6粒(3g)

1粒500mg(内容物350mg)

作成者：◆◆◆株式会社

作成日：●年●月●日

(参考)

No.	原材料製品名	区分	原材料名	規格	配合割合(%)		1日摂取目安 当たり(g)	配合目的 または 食品添加物の用途	備考	
1	●●●20A	主原料	○○○末	食品	44.0	31.5	0.945	主原料		
			ビタミンE含有植物油	食品		7.3		0.219		栄養強化
			デンプン	食品		2.8		0.084		副原料
			シヨ糖脂肪酸エステル	食品添加物		2.4		0.072		乳化剤
2	◇◇◇100	副原料	□□□エキス	食品	15.0	8.3	0.249	副原料		
			デキストリン	食品		4.0		0.120		安定剤
			グリセリン脂肪酸エステル	食品添加物		2.7		0.081		乳化剤
3	▲▲▲ゼラチン	被包材	ゼラチン	食品添加物	28.0	0.840	被包剤			
4	□□□グリセリン	被包材	グリセリン	食品添加物	10.5	0.315	被包剤			
5	◆◆リボフラビン	着色料	ビタミンB ₂	食品添加物	1.5	0.045	着色料			
6	▽▽▽ワックス	光沢剤	ミツロウ	食品添加物	1.0	0.030	光沢剤			
合計					100.0	3.000				

(参考) 複合原料での配合割合(%)	
71.6	100
16.6	
6.4	
5.5	
55.3	100
26.7	
18.0	

② パッケージの展開図、表示原稿

パッケージの主な表示事項を大きく分類すると次のようになります。

必須表示事項

【法令に基づく義務表示事項】

- ① 一括表示
 - 名称
 - 原材料名
 - 添加物
 - 原料原産地名
 - 内容量（固形量、内容総量）
 - 賞味期限（消費期限）
 - 保存方法
 - 食品関連事業者の名称および住所（製造者、加工者、輸入者または販売者）
- ② 一括表示または枠外下部
 - 製造所または加工所の住所および製造者または加工者の名称等
- ③ 一括表示以外
 - 栄養成分表示

【JHFA マーク認定製品の義務表示事項】

- ① 一括表示
 - 内容量（カプセル：被包材を含めた重量と被包材を除いた1粒の内容物の重量）
- ② 一括表示以外
 - JHFA マーク
 - JHFA マーク認定文言
 - JHFA 規格成分（または JHFA 指標成分）
 - 1日当たりの摂取目安量
 - 摂取方法
 - 摂取をする上での注意事項
 - 保管上の注意
 - 問い合わせ先
 - バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言
 - 「健康食品」等の文字

表示内容により必須となる表示事項

【法令等に基づく主な任意表示事項】

① 一括表示

原産国名

アレルギー

② 一括表示以外

容器包装リサイクルの識別マーク

義務表示以外の栄養成分に関する表示（ナトリウムの量、栄養成分の補給ができる旨、栄養成分または熱量の適切な摂取ができる旨、糖類（単糖または二糖であって糖アルコールでないものに限る）を添加していない旨、ナトリウム塩を添加していない旨）

アスパルテームを含む食品（L-フェニルアラニン化合物を含む旨）

遺伝子組換え食品

特色のある原材料等（有機 JAS マーク）

栄養機能食品に関する表示

機能性表示食品に関する表示

任意表示事項

【JHFA マーク認定製品の任意表示事項】

① 一括表示上部

商品名

② 一括表示以外

JHFA マーク認定説明文

希望小売価格

各種認証マーク等

パッケージの展開図、表示原稿は、食品表示法（食品表示基準）と JHFA マークにおける表示事項に従って作成します。

食品表示法（食品表示基準）等の詳細は、消費者庁ウェブサイト等を確認してください。

また、表示ラベルを作成する場合は、法律を所管する関係機関に直接ご相談ください。

<表示等の取扱い>

文字の大きさ：日本産業規格 Z8305（1962）に規定する 8 ポイント以上

表示可能面積が 150cm² 以下の場合、5.5 ポイント以上でも可


・パッケージ原稿は「申請書」または「更新申請書」、「添付資料」の各項目と一致していることを確認してください。

※ 表示の根拠等については、事業者のウェブサイト等において消費者に対して積極的に情報を開示してください。

【表示事項の内容と表示方法】






法令上の必須表示事項	商品名	一括表示枠の上部に項目名と共に表示
	名称	申請製品の内容を表す一般的な名称の表示が必要 規格基準型 JHFA 認定の場合は、原則として規格基準に定められた名称を用いて表示 表示例) カルシウム含有食品、プロポリスエキス加工食品
	原材料名	使用した原材料に占める重量割合の高いものから順に、その最も一般的な名称での表示が必要
	添加物	栄養強化、加工助剤、キャリーオーバー以外の添加物に占める重量割合の高いものから順に、その添加物の物質名の表示が必要 添加物は事項欄を設けず原材料名に続けて／で明確に区分して表示することができる。
	原料原産地名	原材料に占める重量割合が最も高い原材料の原産地名の表示が必要 原料原産地名は、重量割合上位1位の原材料（対象原材料）に対応させて（ ）を付けて表示することができる。 ※ 輸入品の場合は、原料原産地名ではなく「原産国名」の表示が必要
	内容量	内容重量、内容体積または内容数量の表示が必要 内容総量（内容総容量）と最小計量単位（1粒、1袋当たりの重量）を表示 単位：グラム（g）、ミリグラム（mg）、ミリリットル（ml）等 カプセルの場合は、被包材を含めた重量と被包材を除いた1粒の内容物の重量を併記する。 表示例) 内容量：24g（800mg×30包） 内容量：26.4g [330mg（内容物 200mg）×80粒]
	賞味期限	製造または加工した日から3か月を超えるものについては賞味期限の表示が必要 一括表示枠以外の箇所に記載する場合は具体的な表示箇所を明記する。 表示例) 賞味期限：04.11、2022.11、22.11、0411、202211 賞味期限：枠外下部に記載
	保存方法	食品の特性を考慮した開封前の適切な保存方法の表示が必要

法令上の必須表示事項	保存方法	<p>流通、家庭等において可能な保存の方法を、具体的かつ平易な用語で表示</p> <p>常温で保存すること以外に留意すべき特段の事項がないものについては常温で保存が可能である旨の表示は省略できる。</p> <p>また、直射日光を避ける必要がある等、常温以外に留意事項がある場合は、表示を行う必要がある。</p> <p>開封後に保存方法を変更することが望ましい食品については、開封後の取扱方法を一括表示の外に表示するか、一括表示の中に表示する場合は、「使用上の注意」等と項目名を記載し保存方法とは異なるものであることを明らかにした上で表示する。</p> <p>賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合は、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。</p> <p>表示例)</p> <p style="padding-left: 2em;">保存方法：直射日光を避け、常温で保存してください 10℃以下で保存してください</p>
	食品関連事業者の 名称および住所 (製造者、加工者、輸入者 または販売者)	<p>表示内容に責任を有する者（製造者、加工者、輸入者または販売者）の名称および住所の表示が必要</p> <p>製造者：製造者の名称と所在地を表示</p> <p>表示例)</p> <p style="padding-left: 2em;">製造者：◇◇◇◇◇株式会社 〇〇県〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>販売者：製造者の名称と所在地を併記または 販売者の名称に続けて製造所固有記号を表示</p> <p>表示例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売者：株式会社△△△△△ 製造者：◇◇◇◇◇株式会社 または ・販売者：株式会社△△△△△ +AZ <p>輸入者の名称と所在を記載、原産国名も表示</p> <p>表示例)</p> <p style="padding-left: 2em;">原産国：オーストラリア 輸入者：□□□株式会社</p>
	製造所または加工所の 住所および 製造者または加工者の名称	<p>原則として、製造所または加工所の住所および製造者または加工者の名称を表示</p> <p>輸入品は、輸入業者の営業所の所在地および輸入業者の名称を表示</p> <p>表示内容に責任を有する者と同一の場合は省略できる。</p>
	栄養成分表示	<p>熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の表示が必要 それ以外の栄養成分の表示も任意で表示できる。</p> <p>原則として、分析して得られた値に基づき1日摂取目安量当たりで表示する。</p> <p>※ 表示した栄養成分については、試験検査成績書の添付が必要 製品の個体差が大きい場合は分析して得られた値による合理的な根拠に基づき表示する。</p> <p>※ 合理的な根拠資料の添付が必要</p>

J H F A 認 定 製 品 の 必 須 表 示 事 項	JHFA マーク	原則として容器包装の正面への表示が必要 色の指定はないが、1色で表示する。 パッケージの1面に1個、ラベル等、複数の箇所への表示が可能 
	JHFA マーク認定文言	JHFA マーク下部に「品質規格合格品」または「健康機能性品質合格品」もしくは「個別認定品質合格品」のJHFA マーク認定文言の表示が必要
	JHFA 規格成分 または JHFA 指標成分	JHFA 規格成分またはJHFA 指標成分およびその含有量の表示が必要 JHFA 規格成分が栄養成分表示されている項目の場合は栄養成分表示の枠外下部等、隣接した場所に説明等を表示する。 表示例) ・【枠外】JHFA 規格成分は、○○と△△です。 ・【枠内】たんぱく質* 0.5g 【枠外】*JHFA 規格成分 JHFA 規格成分が栄養成分表示されていない項目の場合は栄養成分表示枠の下部等、隣接した場所に、原則として「JHFA 規格成分」の項目名とJHFA 規格成分の名称および含有量を表示する。 表示例) 【枠外】JHFA 規格成分 ○○ 100mg 【枠外】JHFA 指標成分 ○○ 100mg
	1日当たりの摂取目安量	1日当たりの摂取目安量の表示が必要 1日当たりの摂取目安量は、当該食品が含有する成分に応じ、安全性試験データ、通常の食生活における当該食品の摂取量等科学的根拠に基づき設定する。 安全性試験データを根拠に設定する場合は、当該食品が含有する成分と同一の成分が他の食品によっても摂取され許容量を超えることがないように、摂取者の個人差等を考慮した十分な安全率を見込み設定する。 当該成分が経口摂取の医薬品として用いられることがあるものについては、原則として医薬品として用いられる量を超えないように設定する。
	摂取方法	当該食品の形状、成分、消化吸収性等の食品特性を考慮した適切な方法の表示が必要 表示例) ・ 摂取方法：1日○粒を目安に水またはお湯とともにお召し上がりください。 ・ 摂取方法：1日△スティックを目安にそのまままたは、お水等でお召し上がりください。
	摂取をする上での注意事項	過剰摂取等による健康被害の発生が知られているものまたはそのおそれがあるものは、その旨の表示が必要 ただし、「過剰に摂取することにより健康に障害を与えることがありますが、一過性ですので心配はありません」等の表示をしてはいけません。 医薬品等との相互作用や特定の疾患がある人への注意が必要なものについては、その旨の表示が必要 表示例) ・ 摂取上の注意；本品の摂取により、体質・体調に異常等を感じ

J H F A 認 定 製 品 の 必 須 表 示 事 項	摂取をする上での 注意事項	<p>じた場合には摂取を中止し、医師・薬剤師またはお問い合わせ先にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摂取上の注意；本品の摂取により、かゆみ、湿疹、下痢・便秘・胃の不快感が生じた場合には、摂取を中止し、医師・薬剤師またはお客様相談室にご相談ください。 ・摂取上の注意；薬を服用または通院している方、妊婦および授乳中の方は、医師または薬剤師にご相談ください。 ・摂取上の注意；アレルギー体質の方は、原材料を確認の上、摂取してください。 <p>独立行政法人国立健康・栄養研究所のウェブサイト「健康食品」の安全性・有効性情報」等の科学的かつ客観的な情報データベース等を活用して表示する。</p>
	保管上の注意	<p>開封後の取り扱いについて注意事項の表示が必要 表示例)</p> <p>保管上の注意：小児の手の届かないところに保管してください。</p> <p>保管上の注意：開封後は冷蔵庫に保存してください。</p>
	問い合わせ先	<p>問い合わせ先またはお客様相談室等の電話番号等の表示が必要 製造所固有記号を使用している場合は、回答できる者の電話番号またはウェブサイトのアドレス等の表示が必要</p>
	バランスの取れた食生活の 普及啓発を図る文言	<p>バランスの取れた食生活に関する普及啓発を図るため、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」の表示が必要</p>
	「健康食品」等の文字	<p>健康食品、健康補助食品等の表示が必要</p>

法 令 上 の 任 意 表 示 事 項	原産国名	<p>輸入品には原産国名の表示が必要 「原産国」はその物の本質を変化させ、別の物を作り出す製造行為が行われる場所</p>
	アレルギー	<p>特定原材料を原材料とする加工食品および特定原材料に由来する添加物を含む食品には、アレルギーの表示が必要</p> <p>表示義務となっている特定原材料（7品目） えび、かに、小麦、そば、卵、乳、 落花生（ピーナッツ）</p> <p>表示を奨励している特定原材料（21品目） アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、 カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、 ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン</p>
	義務表示以外の 栄養成分表示	<p>食品表示基準に基づき、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の義務表示以外の栄養成分に関して、以下の表示をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養成分および含有量 ・ナトリウムの量 ・栄養成分の補給ができる旨および栄養成分または熱量の適切な摂


法令上の任意表示事項	義務表示以外の 栄養成分表示	<p>取がでる旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖類（単糖類または二糖類であって糖アルコールでないものに限る）を添加していない旨 ・ナトリウム塩を添加していない旨
	容器包装リサイクルの 識別マーク	<p>消費者がごみを出すときの分別を容易にし、市町村の分別収集を促進するために、資源有効利用促進法に基づいて、指定表示製品（飲料用のスチール缶やアルミ缶と食料品・清涼飲料・酒類のPETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装）には、識別マークの表示が必要</p> <p>容器包装リサイクルの識別マークは、容器包装リサイクル法に基づいて、指定表示製品の製造、加工、販売を行う事業者（製造を発注する事業者、輸入販売事業者、小規模事業者を含む）に表示義務がある。</p> <p>ビンについては、識別マークの表示義務はないため、「容器:ビン」等と表示する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <small>PETボトル</small> <small>※食料品は、しょう油、食塩料等、その他無機材料・清涼飲料、酒類</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>紙製容器包装</small> <small>飲料用紙（アルミや塗膜のもの）と、段ボール製のものを除く</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>プラスチック製容器包装</small> <small>「PETボトル」に含まれるものを除く</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>飲料用スチール缶</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>飲料用アルミ缶</small> </div> </div>
	アスパルテームを含む食品	「L-フェニルアラニン化合物を含む」の表示が必要
	遺伝子組換え食品	<p>大豆・とうもろこしなどの遺伝子組換え農産物とその加工食品については、遺伝子組換え表示が必要。義務表示と任意表示がある。</p> <p>表示義務の対象となる食品（農産物8種類）</p> <p>大豆（枝豆、大豆もやしを含む）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ</p> <p>上記の農産物を原材料とした加工食品（33食品群）</p> <p>加工食品については、その主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ原材料および添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの）について表示が義務づけられている。</p>
	特色のある原材料等 (有機JASマーク)	<p>原材料の特色について特別に強調された表示による消費者の誤認を防止するため、特定の原産地、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品等、使用した原材料に特色があることを表示する場合は、その原材料の配合割合の表示が必要。ただし、その割合が100%の場合は省略できる。</p> <p>表示例)</p> <p>原材料名：玄米（北海道産）、オリゴ糖、玄米胚芽（国産）、…</p> <p>原材料名：有機小麦粉（国産）、有機ばれいしょでん粉、…</p> <p>有機JASマークが付されていない農産物、畜産物及び加工食品には「有機〇〇」などと表示することができない。</p> <p>※ 有機JASマークを表示する場合は根拠資料の添付が必要</p>
	栄養機能食品 または 機能性表示食品	<p>JHFAマーク製品に栄養機能食品または機能性表示食品の表示をすることができる。</p> <p>ただし、栄養機能食品または機能性表示食品と申請食品のJHFA規格成分または指標成分の目的が異なる場合は審査にて判断される。</p>

J H F A 認 定 製 品 の 任 意 表 示 事 項	JHFA マーク 認定説明文	<p>定型文をそのまま用いて表示する。</p> <p>1. 品質規格合格品の場合 「この製品は、製品の品質について、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」 「この製品は、製品の品質について、品質規格、製造、加工、表示等を、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」</p> <p>2. 個別認定品質合格品の場合 「この製品は、製品の品質について、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」 「この製品は、製品の品質について、品質規格、製造、加工、表示等を、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」</p> <p>3. 健康機能性品質合格品の場合 「この製品は、健康に関する科学的情報と製品品質について、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」 「この製品は健康の維持・増進に役立つ科学的情報と製品品質について、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」 「この製品は、健康の維持・増進に関する有効性及び安全性と製品品質について、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。」</p>
	希望小売価格	<p>原則として「内税方式」で表示 表示例) 5,400 円 (税込)、10,800 円 (税抜価格 10,000 円)</p>
	各種認証マーク等	<p>各種認証マークや特許情報を表示する場合は確認するための根拠資料の添付が必要</p>



表示例

原寸大で提出（縮小・拡大した場合は縮尺率を記載）

認定健康食品
日健栄協クロレラ



この製品は、製品の品質について、品質規格、製造、加工、表示等を、(公財)日本健康・栄養食品協会が審査して合格した製品です。

栄養成分表示 (30粒△g当たり)


エネルギー	〇〇kcal
たんぱく質	〇g
脂質	〇g
炭水化物	〇g
食塩相当量	〇g
ビタミン B ₂	〇mg
鉄	〇mg
葉緑素	〇mg


JHFA 規格成分はたんぱく質、ビタミン B₂、鉄、葉緑素です。

<摂取量および摂取方法>
1日 30粒を目安に水またはお湯でお召し上がりください。

<摂取上の注意>
かゆみ、湿疹が生じた場合や下痢・便秘、胃の不快感が生じた場合は、摂取を中止し、医師・薬剤師にご相談ください。

認定健康食品
日健栄協クロレラ



協栄日健栄協認定
JHFA

品質規格合格品


食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

商品名： 日健栄協クロレラ

名称	クロレラ食品
原材料名	クロレラ原末（国内製造）
内容量	●●g (□mg×◇◇粒)
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光を避け、冷暗所で保存してください。
販売者	日健栄協株式会社 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27
製造所	〇△株式会社 ●●県●●市△1-2-3

賞味期限 2023. 6.30
希望小売価格 5,400円（税込）
お問い合わせ先 0120-34-5678


栄養機能食品の例)

協栄日健栄協認定
JHFA

品質規格合格品

日健栄協カルシウム

栄養機能食品（カルシウム・ビタミン D）

**食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、
食事のバランスを。**



栄養機能食品
(カルシウム・ビタミン D)
栄養成分表示 (2粒△mg 当たり)

熱量	〇〇kcal
たんぱく質	〇g
脂質	〇g
炭水化物	〇g
食塩相当量	〇g
カルシウム	〇mg
ビタミン D	〇μg

JHFA 規格成分はカルシウムです。

商品名：日健栄協カルシウム

名称	カルシウム含有食品
原材料名	□□□ (国内製造)、◆◆、■、◇◇/××
内容量	●●g(□mg×◇◇粒)
賞味期限	2023. 6.30
保存方法	直射日光を避け、冷暗所で保管してください。
製造者	株式会社日健栄協 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27

カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。ビタミン D は、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。

希望小売価格 10,800円（税込）

<1日当たりの摂取目安量>
1日当たり 2粒を目安にお召し上がりください。

<摂取の方法及び摂取をする上での注意事項>
水又はお湯でお召し上がりください。本品は多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。

<1日の摂取目安量に含まれる当該栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合>
カルシウム：〇%、ビタミン D：●%

<調理又は保存の方法>
保存は高温多湿を避け、開封後はチャックをしっかり閉めて早めにお召し上がりください。本品は特定保健用食品と異なり、消費者庁長官により個別審査を受けたものではありません。本品の摂取により、体質・体調に異常が生じた場合は、摂取を中止し、医師等にご相談ください。

お客様相談室 0120-34-5678

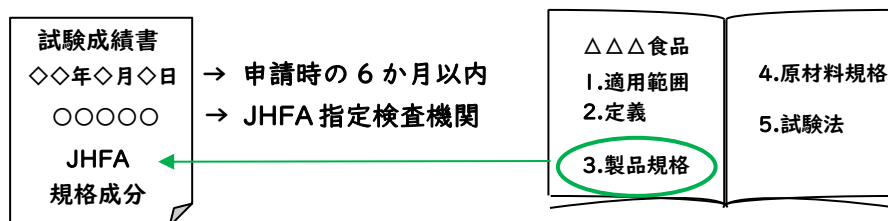
③ 審査用形状見本

新規申請、更新申請ともに錠剤・カプセル・粉末等の形状の確認のために必要
(販売時の容器包装等の状態でなくても可)

④ 試験検査成績書 (規格成分又は主原料指標成分)

以下を確認の上、提出

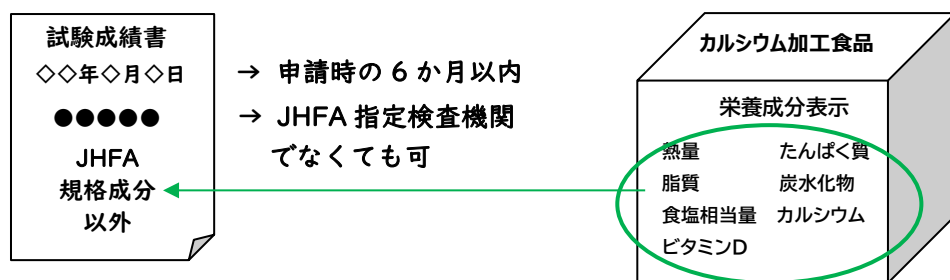
JHFA マーク申請の指定検査機関による試験検査成績書
申請時の6か月以内のもの
「試験検査成績書」には、検体名、ロット番号、日付、試験方法、試験検査機関名、押印等が必要
検体名は申請する商品名と一致していること
申請書の商品名と検体名が異なる場合は、「試験検査成績書 共用依頼書」(様式13号)を提出
規格成分については、各規格基準の製品規格を参照



⑤ 表示成分の試験検査成績書

以下を確認の上、提出

表示の根拠となる試験検査成績書
申請時の6か月以内のもの
JHFA マーク申請の指定検査機関による分析でなくても可
「試験検査成績書」には、検体名、ロット番号、日付、試験方法、試験検査機関名、押印等が必要
検体名は申請する商品名と一致していること
申請書の商品名と検体名が異なる場合は、「試験検査成績書 共用依頼書」(様式13号)を提出



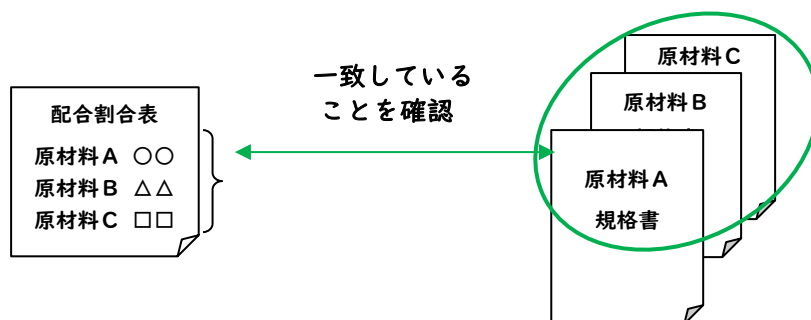
⑥ 全ての原材料の規格書

製造所や原料の仕入先による書式により提出する場合は、記載内容を確認

「① 製品配合表」と一致することを確認

規格書には、原料名、規格、試験方法等が必要

原料原産地表示に関わる規格書については、表示する産地または製造所が確認できる資料が必要（産地証明書、製造所の所在地等）



⑦ 主原料の試験検査成績書・製造工程の概要

主原料については、試験検査成績書と主原料の製造工程の概要を添付
規格基準型 JHFA 認定で原料規格が定められている場合は、原則として JHFA マーク申請の指定検査機関に分析依頼

主原料の試験検査成績書については、⑤表示成分の試験検査成績書を参照

原料名と検体名が異なる場合は、「試験検査成績書 共用依頼書」（様式 13 号）を提出
主原料の製造工程の概要については、⑧製造工程の概要を参照

主原料の原料原産地表示を都道府県名で行う場合は、製造所の名称と所在地を記載

- ・ 原料名、作成日を記載（原料名については、製品配合表・原料規格書と一致）
- ・ 温度・時間等の製造条件についても記載

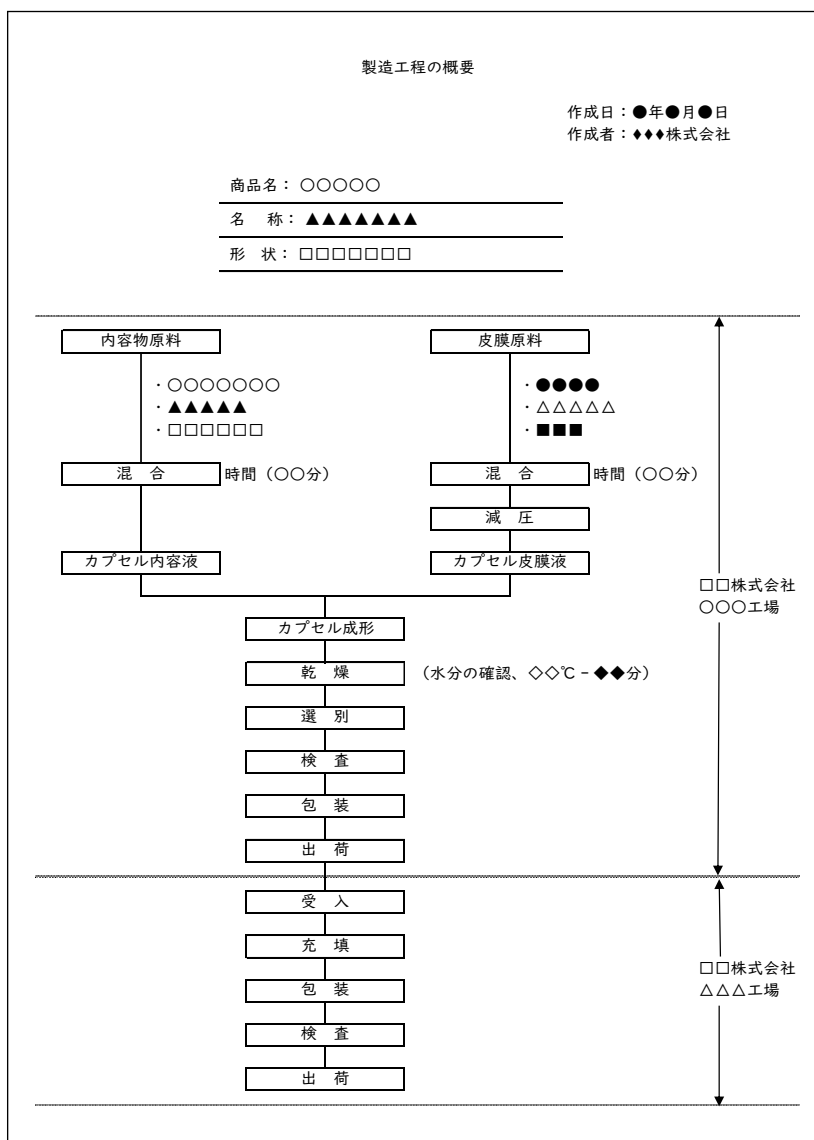


⑧製造工程の概要

- ・ 商品名、名称、形状、作成日、作成者を記載
(作成者、作成日以外、「申請書」と一致することを確認)
- ・ 工程別に製造所の名称を記載 (会社名・工場名)
- ・ 原料を投入する時期を明確に記載
- ・ 温度・時間等の製造条件についても記載
- ・ 工程については以下を参照

粉碎、秤量、混合、溶解、融解、熟成、練合、造粒加工、スプレードライ加工、カプセル充填、軟カプセル形成充填、打錠、コーティング、ろ過、懸濁化、乳化、濃縮、乾燥、成型固化、裁断、充填、凍結乾燥、包装等

作成例



⑨ 製造所の企業概要（又は GMP 適合認定証）

記載事項

1. 会社名
2. 所在地
3. 代表者名（役職）
4. 沿革
5. 資本金
6. 従業員数
7. 主な原材料の取引先
8. 工場名、所在地、責任者名（役職） など

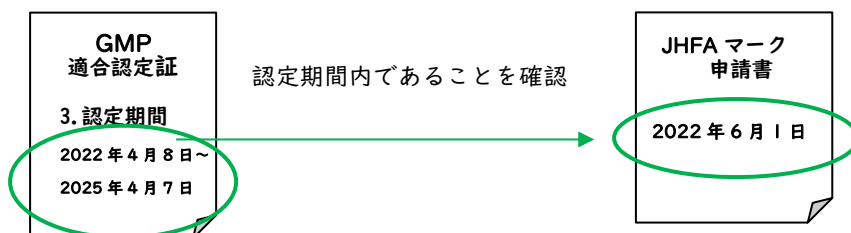
⑩ 製造所の構造設備概要（又は GMP 適合認定証）

以下の内容が分かる資料を添付

1. 製造所の概要
 - ・ 製造所付近の略図
 - ・ 製造所敷地内の建物の配置図
 - ・ 製造所の平面図
2. 構造設備器具（リスト）
3. 作業所
4. 作業室
5. 貯蔵施設
6. 試験検査室設備器具（リスト）
7. その他（参考資料）

GMP 適合認定証(写)を提出することにより、⑨⑩に代えることができる

※ 認定日が認定期間内であることを確認



⑪ 製造所固有記号届出書（該当する場合）

製造者または加工者を製造所固有記号で表示する場合に「製造所固有記号届出詳細」を提出

製造所固有記号については、製造者または製造者と販売者の連名で消費者庁（長官）に届出を行う。

最終加工工程において、2 か所以上の製造所での製造または製造予定がないと製造所固有記号は使用できない。

※ 詳細は消費者庁のウェブサイトを参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/

⑫ 残留農薬ポジティブリスト制度への対応資料

全ての原材料または製品について以下の資料を提出

- ・ 製品としての残留農薬ポジティブリスト制度への取り組み状況の説明資料（証明書形式で押印が必要）
- ・ 製品または原材料ごとの分析証明書（配合割合表・原料規格書と検体名が異なる場合はその旨の説明資料）
- ・ 対象外となる原材料については、その旨の説明を記載

【規格基準型・個別審査型共通】

その他

規格基準型については、規格基準集を参照

①～⑮に該当しない、必要資料等を添付

例 1) プラセンタ食品:原材料「プラセンタエキス」、「プラセンタエキス純末」の胎盤供給について農場が発行する証明書等

例 2) パッケージに原料原産国を表示:原材料の原産国を確認できる資料

例 3) パッケージに特許番号・特許情報を表示:特許情報を確認できる資料

例 4) パッケージに各種認証マークを表示:認証マーク許可証の写しなど

5. 添付資料（個別審査型のみ）

⑬～⑮【個別審査型のみ】

⑬安全性を説明する資料

個別審査型のみ、様式3号を作成

安全性を説明するために必要な学術論文誌の写しおよび当該論文誌の投稿規程を添付
安全性情報に関する検索結果を添付

⑭有効性を説明する資料

個別審査型のみ、様式4号を作成

有効性を説明するために必要な学術論文誌の写しおよび当該論文誌の投稿規程を添付

⑮分析に関する説明資料

個別審査型のみ、様式5号を作成

分析に関する学術論文誌の写しおよび当該論文誌の投稿規程を添付

次ページから添付資料の具体的な作成方法と留意事項を説明します。

安全性を説明する資料

年 月 日

→提出日を記入する

- 1.商品名： →今回申請の商品名を記入する（表示許可申請書と一致するようにする）
- 2.作成日： 年 月 日
- 3.作成者 →様式 3 号の作成者を記入
→申請者と異なる場合あり（会社が異なる場合、部署が異なる場合）

記入例

（氏名） ◇◇ ◇◇

（会社名・部署・役職） ○○株式会社 △△研究所 □□グループ

（住所） 〒

（電話・FAX・メールアドレス）

4.安全性評価

1)概要

→食経験情報、安全性に関するデータベース検索情報、安全性試験を総合して、製品に安全性が確保されていることを記述する。

2)食経験に関する情報

(1) 喫食実績

→食経験情報がある場合には記述する。

①申請した製品の食経験情報

②申請した製品と類似の製品の食経験情報

③対象となる成分や素材の食経験情報

(2) データベースでの食経験情報（既存情報）

→データベース検索で食経験・健康被害情報を調査した結果を記述する。データベース検索を実施しても情報が得られなかった場合は、その旨を記述する。

- ・使用したデータベースを記載する
- ・データベース検索の結果を添付する
- ・文献を添付する

3)安全性試験に関する情報

(1) データベースでの安全性試験情報（既存情報）

→データベース検索で安全性試験に関する内容を検索した結果を記述する。データベース検索を実施しても情報が得られなかった場合は、その旨を記述する。

- ・使用したデータベースを記載する
- ・データベース検索の結果を添付する
- ・文献を添付する

(2) 安全性試験実施による評価

→申請した製品及び類似品・成分・原材料で実際に安全性試験を実施した結果があれば記述する。

4)医薬品との相互作用

(1)データベースでの医薬品との相互作用情報（既存情報）

→データベース検索で医薬品との相互作用を調査した結果を記述する。データベース検索を実施しても情報が得られなかった場合は、その旨を記述する。・使用したデータベースを記載する。

- ・データベース検索の結果を添付する
- ・文献を添付する

(2)データベースでの関与成分同士の相互作用情報（既存情報）

→データベース検索で関与成分同士の相互作用を調査した結果を記述する。データベース検索を実施しても情報が得られなかった場合は、その旨を記述する。

- ・使用したデータベースを記載する
- ・データベース検索の結果を添付する
- ・文献を添付する

5)副原料の安全性の説明

→副原料に関する安全性の説明を記述する。

6)同一性

→安全性を評価した原材料と実際に用いる原材料の同一性の説明を記述する。

5.添付資料

→様式3号作成に使用した資料を添付する

- ・データベースの検索結果
- ・引用文献

→資料や文献が複数ある場合は「No.」を付けるなど整理する。

添付資料の例)

添付①：国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所「健康食品」の安全性・有効性情報の素材データベースの安全性に関する情報の検索結果

添付②：国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所「健康食品」の安全性・有効性情報の素材データベースの医薬品との相互作用に関する情報の検索結果

添付③：参考文献

6.担当者氏名・連絡先 →問合せ窓口となる担当者を記入する。

→作成者と異なる場合あり（会社が異なる場合、部署が異なる場合）

記入例)

(氏名) ◆◆ ◆◆

(会社名・部署・役職) ○○株式会社 ▲▲事業部 ■■開発課

(住所) 〒

(電話・FAX・メールアドレス)

有効性を説明する資料

年 月 日

→提出日を記入する

- 1.商品名： →今回申請の商品名を記入する（表示許可申請書と一致するようにする）
2.作成日： 年 月 日
3.作成者 →様式 4 号の作成者を記入
→申請者と異なる場合あり（会社が異なる場合、部署が異なる場合）

記入例)

(氏名) ◇◇ ◇◇

(会社名・部署・役職) ○○株式会社 △△研究所 □□グループ

(住所) 〒

(電話・FAX・メールアドレス)

4.有効性評価

1)概要

→製品の有効性に関して、ヒト試験、システマティック・レビュー、その他の情報（査読付き論文、その他の資料含む）より、健康の維持・増進に役立つ可能性のあることを記述する。

2)ヒト試験：査読付き論文に掲載された情報

(1) 製品を用いたヒト試験

→製品を用いたヒト試験結果があれば概要を記述する。
(システマティック・レビュー、メタ解析含む)
→必要な論文を添付する

(2) 主原料に関するヒト試験

→主原料を用いたヒト試験結果があれば概要を記述する。
(システマティック・レビュー、メタ解析含む)
→必要な論文を添付する。

3)その他の情報

(1) その他試験成績：査読付き論文に掲載された情報

→主原料に関するその他の論文・情報があれば記述する。

(メカニズムに関する試験、その他各種試験など)

→必要な論文を添付する。

(2) その他の情報：社内資料

→その他の情報（査読付き論文情報以外）で有効性を説明する情報があれば記述する。

(社内資料、学会発表、特許など)

5.添付資料 →様式4号作成に使用した資料を添付する

添付資料の例)

添付①：ヒト試入試験結果（論文）

添付②：システマティック・レビュー（レビューで採用した論文）

添付③：その他の論文

6.担当者氏名・連絡先→問合せ窓口となる担当者を記入する

→作成者と異なる場合あり（会社が異なる場合、部署が異なる場合）

記入例)

(氏名) ◆◆ ◆◆

(会社名・部署・役職) ○○株式会社 ▲▲事業部 ■■開発課

(住所) 〒

(電話・FAX・メールアドレス)

分析に関する説明資料

年 月 日

→提出日を記入する

1.商品名： →今回申請の商品名を記入する（表示許可申請書と一致するようにする）

2.作成日： 年 月 日

3.作成者 →様式 5 号の作成者を記入

→申請者と異なる場合あり（会社が異なる場合、部署が異なる場合）

記入例)

(氏名) ◇◇ ◇◇

(会社名・部署・役職) ○○株式会社 △△研究所 □□グループ

(住所) 〒

(電話・FAX・メールアドレス)

4.主原料の分析

1)分析方法

→申請した製品の規格成分の分析方法について概要を記述する。
→JHFA 指定検査機関で実施している方法の場合、その旨と分析方法の概要を記述する。

2)分析結果

→分析結果を記載する。
→複数の分析結果があれば、可能な範囲で記載する。（必要に応じてバラツキ等記述する）

3)規格の設定

→申請した製品の規格成分の規格値と設定根拠を記述する。

例) 規格値は〇〇mg 以上(1日摂取量あたり)

→製品規格の規格値と設定根拠を記述する。

例) 有効性情報から〇〇mg 以上摂取すると健康の維持増進効果が期待できる。
安全性情報から、△△mg 以下の摂取であれば問題ない。(〇〇mg は△△mg の 1/10)

→品質管理方法、規格成分の分析頻度を記述する。

例) 健康食品 GMP での品質管理を実施 (GMP 認定工場での製造)
出荷基準に規格成分の分析値 (毎ロット測定)

5.添付資料 →様式 5 号作成に使用した資料等を添付する

- ・ 申請製品の規格成分の分析方法
- ・ 製品規格書
- ・ 引用文献

<分析方法作成例>

本法は、製品中の*****定量試験方法である。

1. 試薬・試液
2. 機械・器具
3. 操作
4. 判定
5. 分析チャート
6. 参考資料

6.担当者氏名・連絡先 →問合せ窓口となる担当者を記入する。

→作成者と異なる場合あり (会社が異なる場合、部署が異なる場合)

記入例)

(氏名) ◆◆ ◆◆

(会社名・部署・役職) ○○株式会社 ▲▲事業部 ■■開発課

(住所) 〒

(電話・FAX・メールアドレス)

6. 申請料

申請料は以下のとおりです。

2022年5月現在。最新情報は当協会ウェブサイトでご確認ください。

(消費税込、単位：円)

	新規	更新 (4年毎)
会員	33,000	22,000
会員以外	66,000	44,000

Ⅲ 許可後の管理

1. 表示許可後について
2. 変更事項等の届出
3. 定期検査報告書の提出
4. 出荷報告書の提出
5. 辞退の届出

Ⅲ 許可後の管理

1. 表示許可後について

JHFA マークの許可後は、以下の管理および手続きが必要です。

定期報告書・出荷報告書および更新時期等について、申請時に登録した「管理責任者」にお知らせします。

管理責任者は複数の JHFA マーク許可品がある場合でも 1 社につき 1 名の登録となります。

管理責任者は、協会が主催する講習会、セミナー等に積極的に参加し情報収集を心掛けるとともに、管理責任者と実務担当者が異なる場合は、情報の伝達と共有をお願いします。

また、JHFA マーク認定製品を輸出する場合は「輸出届」が必要となります。英文での証明書が必要な場合は「英文証明書」を発行しています。

許可後の手続き 【提出様式】	提出時期	備考
定期検査報告書 【様式 10 号】	毎年の許可月 (更新手続きの年を除く)	許可月の 2 か月前にご連絡 【手引書 P.29】
出荷報告書 (年報) 【様式 11 号】	毎年の許可月	許可月の 2 か月前にご連絡 【手引書 P.30】
表示許可更新申請書 【様式 6 号】	JHFA マーク表示許可期間満了日の 3 か月前までに提出	満了日の 6 か月前にご連絡 【手引書 P.6~25】
変更等届出書 【様式 7 号】	変更事項が生じた時	変更する前に届出 【手引書 P.28】
辞退届出書* 【様式 12 号】	JHFA マークの表示を辞退する時	【手引書 P.32】
輸出届出書 【様式 14 号】	JHFA マーク認定製品を輸出する場合	詳細はお問い合わせください。
英文証明書発行依頼書 【様式 9 号】	JHFA マーク認定製品について 英文での証明書が必要な場合	

2. 変更事項等の届出

JHFA マークの許可後に変更が生じた場合には、「認定健康食品 (JHFA) マーク変更等届出書」(様式7号)を提出してください。添付する資料は、変更事項によって異なります。

変更事項		添付する資料
パッケージ	新マークに切り替え	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前後のパッケージ・ラベルの展開図・原稿 (版下を含む) ※ 変更前のパッケージに変更箇所を明記 ※ パッケージ原稿は原寸大で提出 (縮小・拡大した場合は縮尺率を記載)
	商品名	
	デザイン	
	その他の表示事項	
	内容量 (追加・変更)	
	規格成分・栄養成分等の表示値	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前後のパッケージ・ラベルの展開図・原稿 (版下を含む) ※ 変更前のパッケージに変更箇所を明記 ※ パッケージ原稿は原寸大で提出 (縮小・拡大した場合は縮尺率を記載) ・当該成分の試験検査成績書(変更届の届出日の6か月以内)
管理責任者		<ul style="list-style-type: none"> ・なし (変更届に記入) ※ 部署・役職、住所、電話、FAX、メールアドレスの変更についても提出してください。
担当者		
製造所 (追加・変更)		<ul style="list-style-type: none"> ・製造所の企業概要、製造所の構造設備概要または当協会 GMP 適合認定証 (写) ・製造工程の概要
原材料の配合割合		<ul style="list-style-type: none"> ※ 個別の判断が必要な場合がありますので、詳細はお問い合わせください。
原料供給元		
安全性情報 (個別審査型のみ)		
有効性情報 (個別審査型のみ)		
分析 (個別審査型のみ)		

認定健康食品 (JHFA) マーク
変更等届出書

*****年****月****日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長殿

申請者 所在地 〒****-**** 東京都○○区○○町 1-1-1
会社名 △△△株式会社 (印)
代表者役職・氏名 代表取締役 □□ □□

下記製品について、「認定健康食品 (JHFA) マーク認定事業 実施要綱」第9条の規程により、変更の届出をいたします。

記

1.対象製品

申請区分：規格基準型 個別審査型
商品名：ビタミンE
名称：ビタミンE含有植物油加工食品
許可年月日： *****年****月****日

2.変更事項

- 新マークに切り替え
- パッケージ・表示 (商品名、規格成分・栄養成分等の表示値、デザイン、その他)
- 内容量 (追加) 変更
- 管理責任者
- 担当者
- 製造所 (追加 変更)
- 安全性・有効性情報 (個別審査型のみ)
- 分析 (個別審査型のみ)
- その他 ()

に項目がない場合は
その他に具体的な変更事項を記入

3.変更事項の内容

<変更前>

- ・(内容量) 26.4g [1粒内容量 200mg] 重量 330mg×80粒 <アルミ袋>
- ・認定文言なし

<変更後>

- ・(内容量) 26.4g [1粒内容量 200mg] 重量 330mg×80粒 <アルミ袋>
- 59.4g [1粒内容量 200mg] 重量 330mg×180粒 <プラスチックボトル>
- ・JHFA マーク下部に「品質規格合格品」を表示

具体的な変更事項を記入
記入できない場合は、別紙で具体的な変更箇所を明示

4.担当者氏名

(氏名) (会社名・部署・役職)

(住所) 〒 (電話・FAX・メールアドレス)

3. 定期検査報告書の提出

「認定健康食品（JHFA）マーク定期検査報告書（様式4号）」は、年に1回以上提出することになっています。

製品中の主原料指標成分（個別審査型の場合）、JHFA規格基準に定められた成分（規格基準型の場合）、食品表示基準により表示した栄養成分等の試験検査を行い、報告してください。

(1) 検査項目

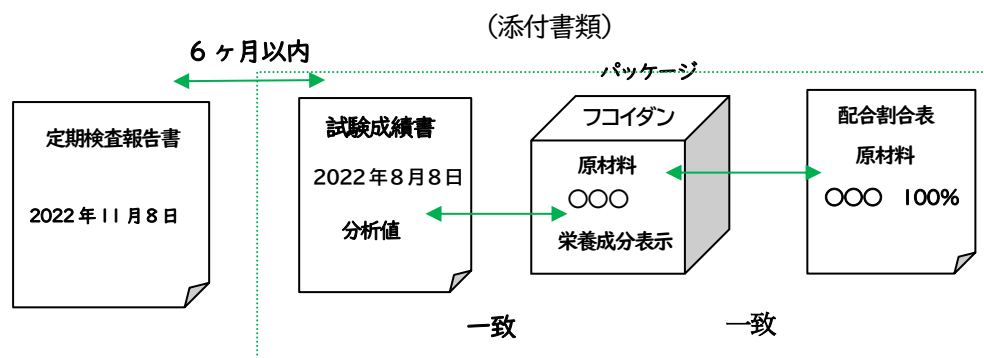
- ・ JHFA規格基準に定められた検査項目（規格基準型）
- ・ 製品中の主原料指標成分及び製品規格項目（個別審査型）
- ・ 食品表示基準により表示した栄養成分表示の項目
- ・ その他（任意で表示した栄養成分等）

例) フコイダン含有食品

JHFA規格基準	外観・性状、確認試験、規格成分及びその含有量、ヒ素、重金属、一般生菌数、大腸菌群、崩壊性
食品表示基準	(基本5項目) エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量、 (上記5項目以外に表示している栄養成分) カルシウム

(2) 添付資料

- 製品配合表
- パッケージ原稿（原寸大・カラーで提出（縮小・拡大した場合は縮尺率を記載））
- 試験検査成績書（提出時の6か月以内のもの）
 - ・ 認定製品の商品名と試験検査成績書の検体名が異なる場合は、「試験検査成績書 共用依頼書」（様式13号）を提出



(3) 留意事項

- ・ 定期検査報告では分析機関の指定はありません。検査については、規格基準やパッケージを確認し必要項目を確認してください。
- ・ 試験検査成績書とJHFA規格基準およびパッケージの表示値の適合性を確認のうえ、報告してください。
- ・ 指定検査機関での分析も可能ですが、直接指定検査機関に依頼してください。
- ・ 定期検査報告書を提出しない場合は更新できませんので、必ず提出してください。

認定健康食品 (JHFA) マーク
定期検査報告書

*****年****月****日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長殿

申請者 所在地 〒****-**** 東京都○○区○○町 1-1-1
会社名 △△△△株式会社 (印)
代表者役職・氏名 代表取締役 □□ □□

下記製品について、「認定健康食品 (JHFA) マーク認定事業 実施要綱」第 13 条第 2 項の規程により、定期検査報告をいたします。

記

1.対象製品

申請区分：規格基準型 個別審査型
商品名：ビタミンE
名称：ビタミンE含有植物油加工食品
許可年月日： *****年****月****日

2.添付資料

製品配合表
パッケージの展開図、表示原稿
試験検査成績書

パッケージは原寸大・カラー原稿を提出

認定製品の商品名と試験検査成績書と検体名が異なる場合は、「試験検査成績書 共用依頼書」(様式 13 号)を提出
試験検査成績書は必ず添付してください。

3.試験検査実施日

*****年****月****日

4.結果

試験成績について認定基準、パッケージ表示値に適合している
試験成績について合致していない箇所がある
(内容)
栄養成分表示値が範囲外
(対応)
次回改版時 (*****年**月) に表示変更を行う予定

製品配合表、試験成績書とパッケージが一致していることを確認

5.担当者氏名

(氏名) (会社名・部署・役職)
(住所) 〒 (電話・FAX・メールアドレス)

4. 出荷報告書の提出

「認定健康食品(JHFA)マーク製品出荷報告書(様式11号)」により、1年間の出荷数量を報告してください。これにより、JHFA マーク表示料を算出します。

(1) 記入方法

- ・ JHFA マーク製品
商品名、許可番号、許可年月日等を提出依頼文書、JHFA マーク許可証等を参考に記入
- ・ 出荷数量等の報告
報告期間：許可の月から1年間

例) 許可年月日 2020年11月20日のJHFA マーク製品を2022年に報告

↓

2021年11月～2022年10月

- ・ 報告内容

内容量	許可となっている全ての内容量を記入(許可証を参考) ※変更がある場合は変更届(様式第17号)を提出
希望小売価格	税抜き価格
前期繰越数	前回の報告の「次期繰越数」 初回の報告の場合は「0」
当期受入数	製造、入荷等による数
当期払出数	販売、出荷等による数
次期繰越数	「前期繰越数」+「当期受入数」-「当期出荷数」-「当期廃棄数」 (次回の報告の「前期繰越数」となる)

(2) 記入時の注意事項

- ・ 希望小売価格は税抜きの価格とする
- ・ オープン価格の場合は、最も高い金額を記入
- ・ 「当期払出数」が「0」の場合は、「0」と記入

(3) 表示料の算出方法

(消費税込、単位：円)

	新規 (最初の許可から4年間)	更新	備考
会 員	希望小売価格×当期出荷数 ×5 / 10000	希望小売価格×当期出荷数 ×3 / 10000	上限：1,100,000
	50,000に満たない場合は50,000(税抜き)		
会員以外	希望小売価格×出荷数量 ×10 / 10000	希望小売価格×出荷数量 ×6 / 10000	上限：2,200,000
	100,000に満たない場合は100,000(税抜き)		

※ 上記方法により算出した表示料が「0」の場合は、55,000円となります

認定健康食品 (JHFA) マーク
出荷報告書 (年報)

*****年****月****日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長殿申請者 所在地 〒****-**** 東京都○○区○○町 1-1-1
会社名 △△△△株式会社 (印)
代表者役職・氏名 代表取締役 □□ □□

下記製品について、「認定健康食品 (JHFA) マーク認定事業 実施要綱」第 13 条第 3 項の規程により、出荷報告をいたします。

記

1. 対象製品

申請区分：規格基準型 個別審査型
商品名：ビタミンE
名称：ビタミンE含有植物油加工食品
内容量：50g、100g、300g
許可年月日：*****年****月****日

2. 出荷数量等の報告

(報告期間：*****年****月****日～*****年****月****日)

内容量	50g	100g	300g		
希望小売価格 (消費税抜き)	1,000 円	1,800 円	5,000 円		
前期繰越数(A)	1,200	0	50		
当期受入数(B)	8,000	5,000	120		
当期出荷数(C) (0でも報告)	8,200	4,500	150		
当期廃棄数(D) (サンプルも含む)	300	0	0		
次期繰越数 (A+B-C-D)	700	500	20		

*表示料は、内容量ごとに算出されます

(協会記入欄)

小計	円	円	円	円	円
回目報告	新規・更新		請求額 (消費税込み) 円		
料率	3/10000・5/10000・6/10000・10/10000			(コード)	

4. 担当者氏名
(氏名)

(会社名・部署・役職)

(住所) 〒

(電話・FAX・メールアドレス)

5. 辞退の届出

JHFA マークの表示を辞退する場合には、「認定健康食品(JHFA)マーク辞退届出書（以下「辞退届」という。）（様式12号）を提出してください。

また、更新手続きを行わない場合も同様に提出してください。

なお、許可期間満了日までに更新申請書の提出がない場合は失効となりますが、その場合も「辞退届」を提出してください。

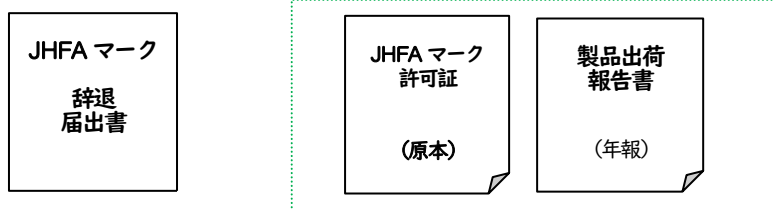
(1) 記入方法

- ・ 対象製品
許可区分、商品名、名称、許可番号、許可年月日を正確に記入（許可証を参照）
- ・ 辞退理由
具体的に記入
例) 販売（製造）終了のため、リニューアルのため

(2) 添付書類

- 認定健康食品 JHFA マーク許可証（原本を返戻）
- 認定健康食品(JHFA)マーク出荷報告書（様式11号）
 - ・ 前回の出荷報告書提出から辞退までの期間の出荷数を報告

(添付書類)



(3) 辞退に伴う表示料について

提出された「出荷報告書」に基づき、前回支払い分から辞退までの表示料を算出

例) 許可年月日 2020年4月25日のJHFA マーク製品を2022年8月20日に辞退

↓

前回の出荷報告書 2021年4月～2022年3月

今回の出荷報告書 2022年4月～2022年8月（5か月分）

↓

辞退に伴う表示料は22,000円（消費税込）

1年に満たない期間の表示料は次の算出方法に基づき算出し、以下の表の金額に満たない場合は月数に応じて表のとおり金額（1内容量、1容器包装単位）。

例) 5か月の場合、22,000円に満たない場合は22,000円（消費税込・会員の場合）

【辞退に伴う表示料の算出方法】

(消費税込、単位：円)

	月数	表示料	月数	表示料
会 員	1か月	5,500	7か月	33,000
	2か月	11,000	8か月	37,500
	3か月	16,500	9か月	44,000
	4か月	22,000	10か月	49,500
	5か月	22,000	11か月	49,500
	6か月	27,500		
会員以外	1か月	11,000	7か月	66,000
	2か月	22,000	8か月	77,000
	3か月	33,000	9か月	88,000
	4か月	44,000	10か月	99,000
	5か月	44,000	11か月	99,000
	6か月	55,000		

様式 12 号

許可番号 ○○-●●●

区分：(会員) その他

認定健康食品 (JHFA) マーク
辞退届出書

*****年****月****日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長殿

申請者 所在地 〒****-**** 東京都○○区○○町 1-1-1
会社名 △△△△株式会社 (印)
代表者役職・氏名 代表取締役 □□ □□

下記製品について、「認定健康食品 (JHFA) マーク認定事業 実施要綱」第 10 条の規程により、認定を辞退いたします。なお、届出日をもって、当該製品の出荷は行いません。
また、届出日までの表示料について、別添の「認定健康食品 (JHFA) マーク出荷報告書 (年報)」のとおり清算いたします。

記

1.対象製品

申請区分：規格基準型 個別審査型
商品名：ビタミンE
名称：ビタミンE含有植物油加工食品
内容量：50g
許可番号：○○-●●●
許可年月日：*****年****月****日
最終製造年月日：*****年****月****日
最終製造ロット番号：○○△△
最終製造数量：500
最終製造所名：株式会社△△△△ ○○工場
出荷後の販売終了予定：*****年****月****日

2.辞退理由

販売終了のため

3.添付資料

認定健康食品 (JHFA) マーク許可証 (原本)
認定健康食品 (JHFA) マーク出荷報告書 (年報) (様式 15 号)
その他 ()

4.担当者氏名

(氏名)

(会社名・部署・役職)

(住所) 〒

(電話・FAX・メールアドレス)

IV Q&A

IV

IV Q & A

「JHFAマーク」を付けるには？

事業者が製品品質をはじめ、様々な科学的情報などを日健栄協に提出し、審査を受けて合格する必要があります。

どんな健康食品に付けられるの？

規格基準型は69種類の食品カテゴリーに付けることができます。クロレラ、プロポリス、ローヤルゼリー、フコイダン、プラセンタなどが代表的な製品です。

JHFAマーク取得のメリットは？

JHFAマークと「品質規格合格品」や、「個別認定品質合格品」や、「健康機能性品質合格品」の表示ができ、消費者が適切に健康食品を選択するための指標となります。

申請できるのはどんなところ？

製造者、販売者、輸入者が申請できます。食品表示法の表示責任者に該当する必要があります。

製造委託先や原料供給先から申請できるの？

食品表示法の表示責任者に該当すれば申請可能です。単なる「原料供給者〇〇」の記載で申請可能となるわけではありません。

他社が代行して申請窓口となることはできるの？

可能です。他社の各申請に関する提出資料の作成等を行う担当者となる場合は、申請書下部の「担当者」欄に会社名、連絡先等を記載してください。

規格基準とは？

有識者からなる規格基準検討会で様々な科学的情報をもとに日健栄協が69種類の食品カテゴリーの規格基準を策定しています。「規格基準型」は、この規格基準に基づいて審査を行います。

何を審査するの？

「規格基準型」は、原料の情報、分析結果、パッケージ、製造工程などが正しく行われているかを審査します。「個別審査型」は上記に加え、健康の維持・増進に役立つかを審査します。

どんな人が審査するの？

食品や医薬品にかかわる大学教授や研究者などの学識経験者が最新の科学的情報や法規制に基づき厳正な審査を行います。

申請から認定までの期間はどのくらいなの？

審査会のタイミングで異なりますがおおむね2か月~6か月程度です。審査会は2か月に1回程度開催しますので、詳細はお問い合わせください。

試験検査は、どこで行ってもよいですか？

新規申請時、更新申請時の規格成分や指標成分の分析は、基本的にはJHFAマーク申請の指定検査機関で行うこととなっています。

試験検査は、どんな項目の分析を行えばよいですか？

規格基準型は、品質規格基準に定められた項目と、栄養成分表示の分析が必要となります。個別審査型は、規格基準の代わりに品質管理項目となります。

**審査用形状見本は、どの
くらいの量が必要ですか？**

カプセル、錠剤、液状、ゼリー状など、申請製品の形状を確認するための見本となりますので、少量で構いません。

**申請時に必要な費用の
内訳や支払うタイミングは？**

初回の申請は、申請料を審査会までに納入してください。
更新時は許可のタイミングとなります。

**栄養機能食品や
機能性表示食品の
表示はできますか？**

JHFAマークは栄養機能食品や機能性表示食品にも表示することができ、他の製品との差別化も期待できます。

**「GMP 製品マーク」や
「安全性マーク」も一緒に
表示できますか？**

一緒に表示することができ、他の製品との差別化も期待できます。
申請等の詳細については、健康食品部にお問い合わせください。

輸入品に表示できますか？

輸入品にも表示できます。
申請書および添付書類等は日本語で表記した資料が必要となります。

輸出品に表示できますか？

輸出品にも表示できますが、各国の法律に照らし合わせた審査を行うわけではありません。
申請書および添付書類等は日本語で表記した資料が必要となります。

商品名は変更できますか？

商品名の変更は、「変更届」を提出してください。
商品名の変更による許可証の再発行が必要な場合は、手数料が発生します。

**定期検査報告の試験は、
どこで行ってもよいですか？**

定期検査報告の試験については、検査機関を指定していません。
自社での分析結果（試験検査成績書）を添付することも可能です。
年1回は製品規格と栄養成分表示について点検してください。

**更新手続きは
どのように行うのですか？**

表示許可期間は4年間となりますので、4年ごとに更新の手続きが必要となります。
許可期間満了日の3か月前までに「更新申請書」を提出し必要な手続きを行ってください。

**「当期出荷数」が「0」でも
「出荷報告書」は
提出するの？**

「当期出荷数」が「0」でも「出荷報告書」を提出します。
「当期出荷数」が「0」のときの表示料は、税込で55,000円(会員)、110,000円(会員以外)となります。

**オープン価格で販売している
場合の希望小売価格は？**

オープン価格で販売している場合の希望小売価格は、市場で最も高い金額となります。

**「辞退届」を提出すれば、
協会退会となりますか？**

JHFAマークの「辞退届」を提出しても協会を退会したことにはなりません。
退会にあたっては、別途「退会届」を提出してください。

V その他

1. 規格基準のある食品群
2. 指定検査機関一覧
3. 指定検査機関別

JHFA 規格基準の試験検査可能な食品

4. 日健栄協の沿革と健康食品制度の概要
5. これまでの主な改訂点

V その他

1. 規格基準のある食品群（69種類）

＜たんぱく質類＞		
・たんぱく食品 ・鯉抽出物食品 ・スッポン粉末食品	・たんぱく質酵素分解物食品 ・しじみ抽出物食品	・牡蠣抽出物食品 ・緑イ貝食品
＜脂質類＞		
・イコサペンタエン酸(EPA)含有精製魚油食品およびドコサヘキサエン酸(DHA)含有精製魚油食品		
・ガンマーリレン酸含有食品 ・大豆レシチン食品	・月見草油	・スッポンオイル食品
＜糖 類＞		
・グルコサミン食品 ・キトサン食品 ・N-アセチルグルコサミン食品	・オリゴ糖類食品 ・ムコ多糖・たんぱく食品 ・フコイダン食品	・食物繊維食品 ・コンドロイチン硫酸食品
＜ビタミン類＞		
・米はい芽油 ・はと麦はい芽油 ・ベータカロテン含有食品	・小麦はい芽油 ・ビタミン E 含有植物油	・大麦はい芽油 ・ビタミン C 含有食品
＜ミネラル類＞		
・カルシウム食品		
＜発酵微生物類＞		
・乳酸菌（生菌）利用食品 ・植物エキス発酵飲料	・酵母食品 ・ナットウ菌培養エキス食品	・植物発酵食品
＜藻 類＞		
・クロレラ	・スピルリナ	
＜きのこ類＞		
・シイタケ食品	・マンネンタケ（靈芝）食品	
＜ハーブ等植物成分等＞		
・オタネニンジン根食品 ・ブルーエキス食品 ・麦類若葉食品 ・ビルベリーエキス食品 ・ギムネマシルベスタ食品 ・大豆イソフラボン食品 ・ブドウ種子エキス食品 ・青汁食品	・エソウコギ食品 ・キダチアロエ食品 ・まこも食品 ・はい芽食品 ・ガルシニアエキス食品 ・にんにく食品 ・ウコン食品	・梅エキス食品 ・アロエベラ食品 ・アルファルファ食品 ・緑茶エキス食品 ・大豆サポニン食品 ・イチョウ葉エキス食品 ・レスベラトロール食品
＜蜂産品等＞		
・花粉食品	・プロポリス食品	・ローヤルゼリー食品
＜その他＞		
・グルコン酸食品 ・コエンザイム Q10 食品 ・ブラセンタ食品	・ラクトフェリン食品 ・α-リポ酸食品	・ヒアルロン酸食品 ・エラスチン食品

2. 指定検査機関一覧

*2019年8月現在

名称	事業所	所在地		TEL FAX
一般財団法人 食品環境検査協会	仙台事業所	983-0043	宮城県仙台市宮城野区萩野長 2-3-1 オフィスヤマトビルⅢ	022-253-6341 022-253-6342
	東京事業所	136-0082	東京都江東区新木場 2-10-3	03-3522-2331 03-3522-2330
	横浜事業所	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通 2-15	045-201-7031 045-201-9022
	清水事業所	424-0922	静岡県静岡市清水区日の出町 1-39	054-353-0181 054-352-4403
	神戸事業所	650-0045	兵庫県神戸市中央区港島 3-2-1	078-302-7771 078-302-5321
	福岡事業所	812-0032	福岡県福岡市博多区石城町 15-24	092-291-9851 092-291-9850

名称	事業所	所在地		TEL FAX
公益社団法人 日本食品衛生協会	食品衛生研究所	194-0035	東京都町田市忠生 2-5-47	042-789-0211 042-789-0355

名称	事業所	所在地		TEL FAX
一般財団法人 日本食品分析センター	東京本部	151-0062	東京都渋谷区元代々木町 52-1	03-3469-7131 03-3469-7009
	大阪支所	564-0051	大阪府吹田市豊津町 3-1	06-6386-1851 06-6380-2411
	名古屋支所	460-0011	愛知県名古屋市中区大須 4-5-13	052-261-8651 052-261-8650
	九州支所	812-0034	福岡県福岡市博多区下呉服町 1-12	092-291-1256 092-291-1135
	多摩研究所	206-0025	東京都多摩市永山 6-11-10	042-372-6711 042-372-6700
	千歳研究所	066-0052	北海道千歳市文京 2-3	0123-28-5911 0123-28-5921
	仙台事務所	981-0915	宮城県仙台市青葉区通町 1-5-1 第2サンハイツ通町 201	022-718-9261 022-718-9260

名称	事業所	所在地		TEL FAX
一般財団法人 日本食品検査	札幌検査所	064-0821	北海道札幌市中央区北一条西 21-3-17 ラポビル	011-612-1530 011-612-1534
	仙台検査所	983-0014	宮城県仙台市宮城野区高砂 1-24-18	022-254-8991 022-254-8995
	首都圏事業所	143-0006	東京都大田区平和島 4-1-23 J S プログレビル 3 F	03-6436-8765 03-3765-1675
	横浜試験センター	236-0004	神奈川県横浜市中区金沢区福浦 2-13-45	045-781-9211 045-784-8110
	名古屋検査所	456-0068	愛知県名古屋市熱田区神野町 1-15	052-671-5300 052-671-5302
	関西事業所	650-0047	兵庫県神戸市中央区港島南町 3-2-6	078-302-1030 078-302-1097
	福岡検査所	812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南 1-2-15 事務機ビル 8階	092-451-7259 092-474-3363

名称	事業所	所在地		TEL FAX
一般財団法人 材料科学技術振興財団		157-0067	東京都世田谷区喜多見 1-18-6	03-3749-2525

3. 指定検査機関別 JHFA規格基準の試験検査可能な食品

2021年3月現在

	規格基準名称	(公社)日本食品衛生協会	(一財)食品環境検査協会	(一財)日本食品分析センター	(一財)日本食品検査	(一財)材料科学技術振興財団
たんばく質類	鯉抽出物食品	○				
	牡蠣抽出物食品	○		○		
	しじみ抽出物食品	○		○		
	たんばく食品	○	○	○		
	緑イ貝食品	○				
	スッポン粉末食品	○		○	○	
	たんばく質食品酵素分解物食品	○				
脂質類	イコサペンタエン酸(EPA)含有精製魚油食品	○		○	○	
	ドコサヘキサエン酸(DHA)含有精製魚油食品	○		○	○	
	大豆レシチン食品	○		○		
	月見草油食品	○				
	ガンマーリレン酸含有食品	○		○		
	スッポンオイル食品	○				
糖類	食物繊維食品	○	○	○		
	オリゴ糖類食品	○				
	ムコ多糖・たんばく食品	○		○		
	キトサン食品	○		○	○	
	グルコサミン食品	○		○	○	
	コンドロイチン硫酸食品 (注4)					
	N-アセチルグルコサミン食品	○		○		
フコイダン食品					○	
ビタミン類	小麦はい芽油食品	○		○		
	大麦はい芽油食品	○				
	米はい芽油食品	○				
	はと麦はい芽油食品	○				
	ビタミンE含有植物油食品	○		○		
	ビタミンC含有食品	○	○	○	○	
	ベータカロテン含有食品	○				
ミネラル類	カルシウム食品	○	○	○		
	酵母食品	○	○	○	○	
微生物類	乳酸菌(生菌)利用食品	○	○	○		
	植物エキス発酵飲料	○		○		
	植物発酵食品	○		○		
	ナットウ菌培養エキス食品	○				
藻類	クロレラ食品	○		○(注1)	○	
	スピルリナ食品	○		○	○	
きのこ類	シタケ食品	○				
	マンネンタケ(霊芝)食品	○		○		
ハーブ等植物成分等	オタネニンジン根食品	○	○	○		
	麦類若葉食品	○		○		
	まごも食品	○	○	○		
	アルファルファ食品	○	○	○		
	エソウコギ食品	○	○	○		
	梅エキス食品	○	○	○		
	ブルーベリーエキス食品	○	○	○		
	はい芽食品	○	○			
	大豆サボニン食品	○				
	キタチアロエ食品	○	○	○		
	アロエベラ食品	○				
	緑茶エキス食品	○				
	ギムネマシルベスタ食品	○				
	ガルシニアエキス食品	○				
	大豆イソフラボン食品	○				
	にんにく食品	○(注2)		○(注2,3)		
	イチヨウ葉エキス食品	○				
	ブドウ種子エキス食品	○				
	ウコン食品	○				
	ヒルベリーエキス食品	○		○		
レスベラトロール食品	○		○	○		
青汁食品	○		○	○		
蜂産品等	花粉食品	○				
	プロポリス食品	○				
	ローヤルゼリー食品	○		○		
その他	グルコン酸類食品	○				
	コエンザイムQ10食品	○		○		
	ラクトフェリン食品	○		○		
	α-リポ酸食品	○				
	ヒアルロン酸食品	○				
	エラスチン食品	○		○		
	プラセンタ食品	○		○		

注1) 小動物によるクロレラたんばく質の消化率試験を除く
注4) 日本健康・栄養食品協会へ問い合わせ

注2) サボニン、サボゲニン確認試験を除く

注3) アホエン定量試験を除く

4. 日健栄協の沿革と健康食品制度の概要

<JHFA マーク・最近のトピックス>

昭和 54 年	(1979 年)	10 月 1 日	財団法人 日本健康食品研究協会発足
昭和 60 年	(1985 年)	4 月 1 日	財団法人 日本健康食品協会創立〈厚生大臣(当時)許可〉
昭和 61 年	(1986 年)		認定健康食品 (JHFA) マーク認定事業運用開始
平成 3 年	(1991 年)		〈厚生省(当時)〉特定保健用食品制度施行
平成 4 年	(1992 年)	7 月 16 日	社団法人 日本栄養食品協会と統合、 財団法人 日本健康・栄養食品協会に改称
平成 13 年	(2001 年)		〈厚生労働省〉保健機能食品制度施行〔栄養機能食品〕
平成 17 年	(2005 年)		GMP (適正製造規範) 認定事業運用開始
平成 21 年	(2009 年)		消費者庁創設
平成 22 年	(2010 年)		安全性自主点検認証事業運用開始
平成 23 年	(2011 年)	7 月 1 日	公益財団法人 日本健康・栄養食品協会設立 (移行認定)
平成 27 年	(2015 年)		〈消費者庁〉機能性表示食品制度施行
令和元年	(2019 年)		JHFA マークリニューアル
令和 2 年	(2020 年)		個別審査型 JHFA 認定事業運用開始

5. 最近の主な改訂点

2020 年(令和 2 年) 10 月の主な改訂点

改訂項目	改訂内容
I 認定健康食品 (JHFA) マーク表示許可制度	・個別審査型 JHFA 導入に伴う各種表現の変更及び修正 ・認定説明分の記載
II 申請 (新規・更新)	・個別審査型 JHFA 導入に伴う各種表現の変更及び修正 ・申請に関わる様式の変更
III 許可後の管理	・個別審査型 JHFA 導入に伴う各種表現の変更及び修正 ・記載例の様式の変更
IV Q&A	・個別審査型 JHFA 導入に伴う各種表現の変更及び修正
V 各種様式等	・削除 (「実施要綱」及び「手続様式」へ移行) ・項目名変更 (V その他)

2022 年(令和 4 年) 6 月の主な改訂点

改訂項目	改訂内容
I 認定健康食品 (JHFA) マーク表示許可制度	・項目名変更「I 認定健康食品 (JHFA) マーク認定制度」 ・認定制度の概要に個別審査型を拡充
II 申請 (新規・更新)	・申請手続きの概要、申請書の作成、添付資料の作成の実運用に合わせた内容と個別審査型を追加 ・パッケージの義務表示事項と推奨表示事項の整理と表示方法の例示を拡充
III 許可後の管理	・輸出届出書、英文証明書発行を追加
IV Q&A	・Q&A 採用項目の追加と削除
V その他	・サブ項目名「これまでの主な改訂点」を「最近の主な改訂点」に変更し、「日健栄協の沿革と健康食品制度の概要」を追加

認定健康食品(JHFA)マークの手引き

1986年(昭和 61年)	8月	
1988年(昭和 63年)	3月 18日	改訂
1991年(平成 3年)	4月 1日	改訂
1995年(平成 7年)	7月 20日	改訂
1997年(平成 9年)	4月 1日	改訂
1997年(平成 9年)	10月 1日	改訂
1999年(平成 11年)	12月 1日	改訂
2001年(平成 13年)	3月 1日	改訂
2003年(平成 15年)	3月 1日	改訂
2004年(平成 16年)	4月 1日	改訂
2007年(平成 19年)	9月 1日	改訂
2012年(平成 24年)	7月 1日	改訂
2017年(平成 29年)	4月 30日	改訂
2017年(平成 29年)	7月 25日	改訂
2019年(令和 元年)	5月 1日	改訂
2019年(令和 元年)	9月 1日	改訂
2020年(令和 2年)	10月 20日	改訂
2020年(令和 2年)	11月 20日	改訂
2021年(令和 3年)	3月 1日	改訂
2022年(令和 4年)	6月 1日	改訂

発行所：公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
健康食品部

〒162-0842

東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27

TEL 03-3268-3131

メールアドレス kenshoku@jhnfa.org

ホームページ <https://www.jhnfa.org>

認定健康食品

JHFA マークの手引き